# やまとし せいかつ 大和市 生活ガイド



■発行年度 2025年度

大和市 市民経済・にぎわい創出部 ■ 編集/発行

国際・市民共生課

■問合せ先 国際・市民共生課 国際・市民共生係

〒242-860|大和市下鶴間|-|-|

**2** 046-260-5164

公益財団法人大和市国際化協会・翻訳ボランティア ■翻 訳

## 目 次

<u>はじめに</u>		) 4
. 緊急の	)場合・・・・・・・・・・・・・・・・・(	) 5
(1)	警察への連絡(事故・犯罪) ・・・・・・・・・・・・ (	5 (
(2)	消防への連絡(火災・けが・急病)・・・・・・・・・・(	5 (
(3)	洪水・土砂災害・地震などの災害について・・・・・・・・・・(	6 (
(4)	武力攻撃やテロなどから身を守るために・・・・・・・・(	9
(5)	救急医療について ・・・・・・・・・・・・・・・	0
2. 行政情	情報	1 2
(1)	大和市の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
(2)	住民票・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・・・	1 2
(3)	出生届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	۱ 4
(4)	死亡届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(5)	婚姻届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(6)	外国人住民の方の印鑑登録 ・・・・・・・・・・・・・	۱ 6
(7)	マイナンバーカード(個人情報カード)・・・・・・・・・・・・・	· 7

(8)	コンビニ交付サービ	ス								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ı	8
(9)	医療保険			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	9
(10)	国民健康保険					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
(11)	後期高齢者医療制度								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	I
(12)	国民年金			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
(13)	介護保険			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
(14)	税金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
(15)	高齢福祉			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
(16)	障がい福祉					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
(17)	妊娠・出産と育児						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
(18)	保育園について						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	ı
(19)	教育	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
(20)	予防接種			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
(21)	施設案内			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
3. その他	の情報		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
(1)	住宅	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
(2)	ごみとリサイクル							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
(3)	自治会			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9

(4)	父理女全	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	٠
(5)	外国語による市役所相談	窓口	!						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	C
(6)	大和市公式ホームページ	の翻	訳	サー	٠Ľ	ス								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	١
(7)	生活困窮者自立相談支援	È					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
(8)	パートナーシップ宣誓制	度						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
(9)	やまと SOGI 派遣相談			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
(10)	観光イベント		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
4. 多文化	共生事業		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
(1)	公益財団法人大和市国際	化協	会							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
(2)	各種支援団体の紹介				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
(3)	医療通訳派遣		•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	5	7



## はじめに



#### ■ 大和市役所

#### ◆ 生活ガイドの利用について

大和市で生活を始められた外国人の方々が、大和市役所での手続きや、生活上の必要事項に対応できるようにすることを主眼に作成しました。また、大和市役所以外の機関の事務も一部紹介しています。内容のほとんどが概略ですので、より詳しく知りたい方は記載されている各問い合わせ先にお尋ねください。このガイドが広く活用され、皆さまの助けになれば幸いです。

- ※問い合わせ先は、基本的に日本語での対応になります。
- ※このガイドは、表記のあるものを除いて2025年4月1日時点の情報です。

## 緊急の場合

#### (1) 警察への連絡(事故・犯罪)

緊急の場合: 🎛 🗆 🗆 🔾

#### ① 警察

- ・事故や犯罪などで警察に連絡する時は、110番へ電話します。
- ・24時間、日本全国どこからでも無料でかけられます。
- ・通報するときは、「いつ、どこで、何が起きたか」と、「通報者の住所、氏名、電話番号」を伝 えます。
- ・日本語が話せないときは、周りの人に連絡を頼みましょう。

#### ② 交番

- ・日本では、街角に「交番」があり、警察官が駐在しています。
- ・交番では、警察官が、地理案内や落とし物の取り扱い、困り事の相談、パトロールなどのほか、緊急出動や犯人の追跡逮捕、交通違反取締りなど、住民に暮らしの安全と平穏な生活を守るさまざまな活動を行っています。
- ・パスポートや在留カードを紛失した時は交番へ届けてください。
- ・交番のある建物には、「KOBAN」、「Police box」などと表示されています。

【問合せ:大和警察署 ☎ 046-261-0110】

【所在地:大和市中央5-15-4】

#### (2)消防への連絡(火災・救急)

#### 緊急の場合:☎ⅠⅠ9(局番なし)

#### ① 火災・救急

- ・火事で消防車を呼ぶときや、事故や急病で救急車を呼ぶ場合には、119番へ電話します。
- ・電話で「火事(kaji)」又は「救急車(kyukyusha)」と伝えます。
- ・火事のときは、何が燃えているのか、火災発生場所の位置(大和市□□○丁目△番×号)と目標になる建物を伝えます。
- ・事故や急病のときは、「救急です」と言って今いる場所(住所)、目標になる建物、事故や病気 の概要、氏名を伝えます。
- ・救急車が来るまで、けが人や病人に応急手当を続けます。
- ・健康保険証又は診察券がある場合は用意しておきます。
- ・救急車のピーポー音が聞こえたら、案内人を出します。
- ・日本語が話せないときは、周りの人に連絡を頼みましょう。

【問合せ:大和市消防本部 指令課 ☎ 046-261-119】

【所在地:大和市深見西4-4-6】

#### (3) 洪水・土砂災害・地震などの災害について

日本は、外国に比べて洪水・土砂崩れ・地震などの自然災害の多い国です。令和元年房総半島台 風令和元年東日本台風および令和3年7月伊豆山土砂災害などにより大規模な洪水や土砂災害が 発生、多くの住民が被災しました。

また、大和市に震度6以上の強い揺れを引き起こすとされる都心南部直下地震は、今後30年 以内に高確率で発生すると発表されています。

日ごろから「自分が被災者になったら」ということを想定し、各災害への備えをお願いします。

#### ○ 災害への備え(全災害共通)

すべての災害に共通して、次のことを準備しておいてください。

#### ① 災害時に使用される言葉を知っておく

日本語が分からない方はもちろん、日常会話ができても災害時に使用される言葉はふだん見聞きする機会が少ないため、意味を理解できないことがあります。気象情報や災害支援に使われる言葉を把握しておきましょう。

言葉の例:被災、避難、注意報、警報、避難場所、避難生活施設、給水、物資、配給ほか。

#### 「注意報」「警報」「特別警報」の違い

「注意報」は、災害が起こるおそれがある場合に使われます。「警報」は、重大な災害が起こる可能性が高まっており、危険が迫っていることを意味します。「特別警報」は、大規模災害の可能性が高いときに発表されるもので、ただちに避難行動を考える必要があります。いずれも、大雨<u>注意報</u>、大雨<u>警報</u>、大雨特別警報のように、予報される気象のあとに続けて使用されます。

#### ② 災害時の情報手段を確保しておく

災害が発生したとき、何よりもまず大事なのは情報です。各災害に応じた情報手段を、できれば 複数確保するようお願いします。

#### ③ 地域の避難場所などを知っておく

災害から逃れるための避難場所や、災害により自宅にいることが困難となったときのための避 難生活施設があらかじめ地域に定められています。災害の種別によって避難場所等は異なるため、 事前に把握し、いつでも行けるようにしておいてください。また、市が開設する避難場所等に限ら ず、安全な場所にある親族や友人の家などに避難することも検討しましょう。

#### ④ 食料、水、携帯トイレを備蓄し、非常持出袋を用意する

災害時はライフラインが混乱するため、最低でも3日分、できれば I 週間分の備蓄をお願いします。食物アレルギーのある方や、宗教上食べることができないものがある方などは、特に注意が必要です。また、トイレはがまんすることができないため、自宅のトイレで使用できる携帯トイレを備えてください。備蓄したものは非常持出袋に入れ、いざというときに持ち出せるようにしておきます。また、常備薬やスマートフォン等の充電器(電池)、懐中電灯など、災害時に使用する必要最低限の品物も入れるようにしてください。

#### ⑤ その他の準備

避難生活施設等には駐車場がありませんので徒歩で避難するようにお願いします。また、避難 する際には、飲み物や食べ物等をご自身でご用意していただきますようお願いします。

その他、ペットを連れて避難した際にはペットの食事や排泄のケアをご自身でして頂く必要があります。ペットが過ごすケージやペットフード等もご自身でご用意していただきますようお願いします。

また、災害のあとは、医療機関も混乱します。日本語が話せない場合は、母国語で受診できる医療機関を調べておきましょう。また翻訳機能のあるアプリケーションソフトを活用することも効果的です。市では、防災に関する知識をまとめた「多言語防災カード」を配布しており、避難生活施設等にはコミュニケーション支援ボードも用意しています。

#### ○ 災害時の緊急的な通知

災害に応じて、国や市から次の方法で緊急的な通知があります。

#### ① Jアラート (=全国瞬時警報システム)

命にかかわる緊急的な事象が発生すると予測された場合、国は<u>※防災行政無線</u>やテレビ、ラジオ、携帯電話に、早期の避難や予防措置を促す放送や通知をします。対象の事象は次のとおりです。

(1) 大津波警報、(2) 津波警報、(3) 緊急火山情報、(4) 緊急地震速報(推定震度 5 弱以上及び長周期地震動階級 3 以上)、(5) 弾道ミサイル攻撃、(6) 航空機攻撃、(7) ゲリラ・特殊部隊攻撃、(8) 大規模テロ、(9) 津波注意報、(10) 震度速報、(11) 気象警報、(12) 指定河川洪水予報、(13) その他、土砂災害警戒情報、臨時火山情報。

※防災行政無線:大和市からのお知らせが流れる屋外にあるスピーカー。平時は、朝と夕方に メロディーを放送しています。

#### ② 緊急地震速報

地震の発生直後に、強い揺れが到達すると思われる地域に、これから地震が来ることをお知らせする仕組みです。テレビ、携帯電話、防災行政無線などに自動でお知らせが配信されます。

#### ③ 携帯電話へのメール(エリアメール、緊急速報メール)

市内にいる方の携帯電話、スマートフォンにメールで一斉に防災に関する情報を通知します。

#### ④ その他の情報取得手段

大和市は、市のホームページを英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・タガログ語に翻訳する機能を備えています(P5 I 参照)。また、(公財) 大和市国際化協会では、災害時に必要な情報をホームページに掲載しています(P5 4 参照)。地域の災害支援情報は、いずれかのページで取得してください。

大和市公式 LINE では、様々な情報を発信しており、防災に関する情報も発信しています。また、ヤマト SOS 支援アプリでは、市からの災害や防犯に関する情報のほか、避難場所等がわかる地図を掲載しています。

#### ○洪水とは

日本は、世界的に見ても雨の多い国です。洪水は、一般的に大量の雨が降ることによって河川が増

水し、氾濫してしまうことで引き起こされます。大和市には、境川と引地川の二つの川が流れているため、注意が必要です。洪水を引き起こす原因として次のようなものがあります。

#### ① 台風

台風とは、熱帯の海で発生した最大風速(IO分間平均)がおよそI7m/s 以上の熱帯低気圧のこと。7~IO月は、台風が日本列島に近づく可能性が高まり、接近すると強い風と雨をもたらします。

#### ② 局地的大雨 (ゲリラ豪雨)

局地的大雨は、「ゲリラ豪雨」とも呼ばれる気象現象です。狭い範囲に短時間で数十ミリ程度の強い 雨が降ります。

#### ○ 洪水の被害に遭わないために

- ・強風で飛ばされそうな物は固定するか、家の中に片づけるなど早めの備えをしましょう。
- ・台風の場合は発生してから接近まである程度の時間があります。天気予報で情報を確認しましょう。
- ・台風最接近時は、できるだけ外出を控えましょう。
- ・台風による強風で停電するかもしれません。停電に備えた備蓄品を用意しましょう。
- ・屋外で局地的大雨(ゲリラ豪雨)にあった場合は、むやみに動き回らず、安全な場所(雨宿りできる建物内や高い場所)へ避難しましょう。
- ・防災マップで自宅等の浸水深を確認し、避難する必要があるか確認しましょう。
- ・避難が必要な場合には、どこにどのように避難するのかをあらかじめ決めておきましょう。
- ・避難にあたっては、事前の車両避難に限り、一部の施設について専用駐車場を開放します。市からの自主避難の呼びかけや市内に避難場所を開設してから利用が可能です。自宅に災害の危険性があり、親戚・知人宅・宿泊施設等への避難が難しい場合の事前の避難に限り、ご利用ください。詳細は大和市ホームページをご確認ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/27/bosai\_anzenanshin/hinansuru/21866.htm

・河川が氾濫する危険度に合わせ、浸水が想定される区域の方に対して市から避難するよう次のとおりお知らせがあります。安全な場所まで避難する時間がない場合は、自宅や隣接建物の2階以上へ避難してください。

市や国は、風水害に関する防災情報を5段階の警戒レベルを用いて情報提供します。

・警戒レベル | 早期注意情報

【取るべき行動】 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

・警戒レベル2 注意報

【取るべき行動】 避難に備え自らの避難行動を確認する。

・警戒レベル3 高齢者等避難

【取るべき行動】 避難に時間のかかる高齢者等は危険な場所から避難する。その他の人も危険を感じたら自主的に避難する。

・警戒レベル4 避難指示

【取るべき行動】 危険な場所から全員避難する。立退き避難はかえって危険と判断する場合には、近 隣や建物内のより安全な場所へ避難をする。

#### ・警戒レベル5 緊急安全確保

【取るべき行動】 命の危険。直ちに安全を確保する。

#### ○ 地震に備えて知っておくこと

#### ① 避難場所等の名称と役割を知っておく

地震発生後、近隣の方と情報を共有する場所を「一時避難場所」、大規模火災等の大規模な災害から逃れるための場所を「広域避難場所」、災害により自宅に戻れない方が生活する施設を「避難生活施設」と呼んでいます。それぞれの避難場所の特性と場所を把握しておきましょう。

#### ② 地震による火災に注意

日本は木造家屋が多いため、地震を原因とする大規模火災によって命を落とす危険があります。 地震のあとは、火災に注意しましょう。

#### ③ 電話がつながらない、つながりにくい

大地震のあとは、多くの方が電話を使用するため、通話ができない、もしくはつながりづらい状況となります。家族や友人の安否確認には、災害伝言ダイヤル(I7I)や各通信会社が提供する災害用伝言サービスを活用してください。同サービスの使用方法は、各通信会社にお問い合わせください。

また、各避難生活施設においては無料で使用できる災害時特設公衆電話を設置します。

#### 大地震が起きたら

- ・揺れを感じたら、屋内にいるときは丈夫な机の下に身を隠すなどしましょう。屋外にいるとき は、頭を守りながらガラスや看板などの落下物に気をつけてください。
- ・揺れが収まったら、逃げ道などの安全を確保します。火災予防のため、火を使っていたら消し、 避難するときはブレーカーの電源を落としてください。また、ドアや窓を開け、いつでも外へ出 られるようにしておきます。
- ・次に、情報を得てください。停電している場合は、テレビが使えません。また、停電時にも使える電池式のラジオ、スマートフォンからのインターネット情報などから情報を得ましょう。
- ・地域内の一時避難場所に避難し、周りの様子をうかがってください。
- ・周囲を見て煙が上がっている、きな臭いなどの火災の拡大が予見される場合は、速やかに広域避 難場所へ避難しましょう。
- ・火災や建物の倒壊により自宅で生活できない場合は、「避難生活施設」へ避難してください。

#### (4) 武力攻撃やテロなどから身を守るために

#### ○ Jアラート (=全国瞬時警報システム)

武力攻撃やテロなどが迫っている、もしくはすでに発生している地域に対し、国は J アラートを使用して防災行政無線からサイレン音を鳴らし、注意を呼びかけます。どのような行動を取ればいいかは、テレビやラジオ、インターネットなどで広報されますので、国民保護サイレンが鳴ったときは情報を収集するようにしてください。

#### ○ 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは発射から、極めて短時間で飛来することが予想されます。弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国はJアラートを使用して緊急情報を伝達します。

弾道ミサイルの落下時の行動については、「内閣官房国民保護ポータルサイト」を参照してください。

(https://www.kokuminhogo.go.jp/)

【問い合わせ:大和市 危機管理課 ☎046-260-5777】

#### (5) 救急医療について

① やまと24時間健康相談 20120-244-810

急な発熱など体調不良のご相談や、医療機関のご案内に看護師等が応じます。

#### ② 内科・小児科の休日・夜間の救急医療体制

休日や夜間に急病になったときは、症状に応じて次の医療機関をご利用ください。

#### ②- | 内科、小児科の入院を必要としない軽症患者(一次救急)

・大和市地域医療センター休日夜間急患診療所

所在地:大和市鶴間 | -28-5

問合せ: 2046-263-6800

曜日	受 付 時 間 (診 療 時 間)
月~土曜日	19:50 ~ 22:45 (20:00 ~ 23:00)
日曜、祝日、振替休日	8:50 ~     :45 ( 9:00 ~   2:00)
12月30日~1月3日	13:50 ~ 16:45 (14:00 ~ 17:00)
123300~1330	19:50 ~ 22:45 (20:00 ~ 23:00)

#### ②-2 入院を必要とする中・重症患者(二次救急)

【小児科】

・大和市立病院

所在地:大和市深見西8-3-6

問合せ: 20 0 4 6 - 2 6 0 - 0 | | |

#### 【内科】

曜			当番病院		
日	第丨	第2	第3	第 4	第 5
月	中央林間病院 ☎046-275-0110	桜ヶ丘中央病院 ☎046-269-4111	中央林間病院 ☎046-275-0110	大和徳洲会病院 <b>25</b> 046-264-1111	中央林間病院 <b>☎</b> 046-275-0110
火		南大和病院 ☎046-269-2411		桜ヶ丘中央病院 ☎046-269-4111	南大和病院 ☎046-269-2411
水		中央林間病院	<b>조</b> 046-2	275-0110	
木		南大和病院	<b>조</b> 046-2	269-2411	
金		桜ヶ丘中央病院	<b>2</b> / <b>2</b> 046-2	269-4111	
土日		大和市立病院	<b>%</b> / <b>%</b> 046-2	260-0111	

曜日	診療時間※							
月~金	Ⅰ7:00 ~ 翌日8:00							
土	Ⅰ3:00 ~ 翌日8:00							
日	8:00 ~ 翌日8:00							

- ※ 診療時間は、小児科、内科ともに同じです。
- ※ 月~土曜日が祝日・振替休日の場合と、年末 年始(|2/29~|/3)の診療時間は、8:00~翌日8:00になります。

#### ③ 薬について

- ・日本で薬を買う方法は、次の二つの方法があります。
  - 医師の診察を受けて、医師から指定された薬を購入する。
  - 2) 町中の薬販売店で個人の判断で買い求める。
    - ⇒ I) の場合は、通常、健康保険が適用されますが、2) の場合は適用されません。 また、2) の場合、法律により購入できない薬もあります。

#### 4 歯科

·大和歯科診療所

所在地:大和市深見西2-1-25 問合せ:☎ 046-263-4107

	日曜・祝日・振替休日
	9:00~12:00
診療時間	※受付時間はそれぞれ30分前まで
	5/3~5/6、12/30~1/4
	9:00~12:00、13:30~16:00
	※受付時間はそれぞれ30分前まで

【問合せ:大和市 医療健康課 ☎ 046-260-566Ⅰ】

※やまと24時間健康相談については下記へ。

【問合せ:大和市 健康づくり推進課 ☎ 046-260-5663】

## 行政情報

### (1) 大和市の窓口

市内には、市役所のほかに、駅周辺に身近な市民サービスを行う分室や連絡所があります。

施設名	住 所	電話	交 通
大和市役所	下鶴間  - -	046-263-1111	鶴間駅から徒歩 10 分
保健福祉センター	鶴間 1-31-7	046-260-5685	鶴間駅から徒歩5分
中央林間分室	中央林間 4-12-1 中央林間東急スクエア3F	046-275-1180	中央林間駅から徒歩2分
渋谷分室	渋谷 5-22 IKOZAIF	046-267-2330	高座渋谷駅から徒歩2分
大和連絡所	大和南 I-8-I 文化創造拠点シリウス 2 F	046-263-1262	大和駅から徒歩3分
桜ヶ丘連絡所	福田 55     -	046-268-1124	桜ヶ丘駅から徒歩 2 分

#### (2) 住民票・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書

- 2012年7月9日から外国人登録証明書は次の2種類のカードに変更になりました。
  - 1) 中長期在留者の方は、「在留カード」
  - 2)特別永住者の方は、「特別永住者証明書」

新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し、市内に住所を有する外国人住民の方を主な対象としています。新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カード等を持参していただいて、住民基本台帳制度 における転入届・転居届と一括して行うことができます。これらの届出は、原則として本人に行っていただくことになりますが、委任状により代理人に委任することもできます。

#### ① 住所の手続き

中長期在留者・特別永住者の方の住所変更の手続きは、市役所で行います。大和市から他市町村(国外を含む)に引越する場合は、大和市に転出届が必要です。

主な手続きは次のとおりです。届出人は、原則として本人または同一世帯員です。 (届出人が本人または同一世帯員以外の場合は、委任状が必要です。)

#### ①-Ⅰ 市外から引越したとき(転入届)

届出期間: 新住所に住み始めてから | 4日以内

必要なもの: 1. 前の市区町村から発行された転出証明書

- 2. 引越した人全員の有効な在留カードまたは特別永住者証明書
- 3. 引越した人全員の個人番号カード(交付を受けている場合) (個人番号カードは暗証番号が必要です。)

#### ①-2 国外から引越したとき(転入届)

届 出 期 間:新住所に住み始めてから | 4日以内

必要なもの: 1. 引越した人全員の旅券

- 2. 引越した人全員の有効な在留カードまたは特別永住者証明書
- 3. 引越した人全員の個人番号カード (交付を受けている場合)

#### ①-3 市内で引越したとき(転居届)

届 出 期 間:新住所に住み始めてから | 4日以内

必要なもの: 1. 引越した人全員の有効な在留カードまたは特別永住者証明書

2. 引越した人全員の個人番号カード(交付を受けている場合) (個人番号カードは暗証番号が必要です。)

#### ①-4 市外または国外に引越するとき(転出届)

届 出 期 間:引越する予定の | 4日前から

必要なもの: I. 転出届出をする人の本人確認ができるもの (有効な在留カードまたは、特別永住者証明書等)

2. 引越する人全員の通知カードまたは個人番号カード (国外に引越するときのみ)

#### (2) - | 住民票

住民票は、日本で生活するにあたって、居住関係を証明する書類として、重要な役割を果たします。大和市の住民票の請求先は、市役所・渋谷分室・中央林間分室・大和連絡所・桜ヶ丘連絡所です。

必要なもの: 1. 申請者が本人または同一世帯員の場合

- ・本人確認ができるもの(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等)
- 2. 申請者が本人または同一世帯員以外の場合
  - ・委任状
  - ・委任された方の本人確認ができるもの(在留カード、特別永住者証明書、 運転免許証等)
  - ※短期滞在の方は、住民票の対象となりません。

#### (2) - 2 在留カード

在留カード関係の手続き(住所変更を除く)は、次の入国管理局で行っています。

○東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所

所在地:〒2|5-002| 神奈川県川崎市麻生区上麻生|-3-|4 川崎西合同庁舎内 (小田急線新百合ヶ丘駅南口徒歩3分)

問合せ: 20 0 4 4 - 9 6 5 - 0 0 1 2

○東京出入国在留管理局 横浜支局

所在地:〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 I 0-7 (JR新杉田駅から6 I系統バスで「入国管理局前」下車)

問合せ:☎ 0570-045259 (IP電話・海外から045-769-1729)

#### (2) - 3 特別永住者証明書の手続き

特別永住者証明書の手続きは、市役所市民課で行います。

○ 大和市 市民課 住民異動係

問合せ: 2046-260-5110

【問合せ:大和市 市民課 住民異動係 ☎ 046-260-5110】

(3) 出生届(父母双方が外国人の場合の出生届は、市役所本庁舎のみの受付となります。)

日本で子が生まれたときは、外国人も出生届を提出する必要があります。

#### ① 届出人

届出人は、父、または母(父母の連名でも良い)ですが、父または母が届出できないときは、 同居人や出産に立ち会った医師等が届出人となります。その場合は、市民課戸籍係にご相談くだ さい。

#### ② 届出期間

届出期間は、子の出生した日から14日以内です。

#### ③ 届出に必要な書類

- 1. 出生届
- 2. 出生証明書
- ※出生届の右半分に「出生証明書」が印刷されています。病院等で証明してもらったものをお持 ちください。
- 3. 母子健康手帳

#### ④ 入国管理局への申請

生まれた子どもの在留資格を取得するには、出生後30日以内に入国管理局へ申請する必要が あります。申請に必要な書類等は入国管理局へお問合わせください。

○ 外国人在留総合インフォメーションセンター

問合せ: 20 0570-013-904

【問合せ:大和市 市民課 戸籍係 ☎ 046-260-5111】

#### (4) 死亡届

外国人が日本でなくなられたときは、死亡届を提出する必要があります。

#### ① 届出人

届出人は、親族、同居者、家主や家屋管理人等です。

#### ② 届出期間

届出期間は、死亡の事実を知った日から7日以内です。

#### ③ 届出に必要な書類

- 1. 死亡届
- 2. 死亡診断書(死体検案書)
- ※死亡届の右半分に「死亡診断書(死体検案書)」が印刷されています。病院等で証明してもらったものをお持ちください。

【問合せ:大和市 市民課 戸籍係 ☎ 046-260-5111】

#### (5)婚姻届(夫・妻のどちらか、又は双方が外国人の婚姻届は、市役所本庁舎のみの受付となります。)

日本で婚姻の手続きをする場合の必要事項です。

※結婚する相手方の国籍等により、すぐに届出を受理できない場合や、必要な書類、手続きが 異なる場合があります。

#### ① 届出人

届出人は、夫、妻になる方です。ただし、日本人と外国人が外国で婚姻を成立させている場合は、日本人のみが届出人となります。

#### ② 証人の署名

届出には、成人の証人 2 人の署名等が必要です。ただし、日本人と外国人が外国で婚姻を成立 させている場合は不要です。

#### ③ 外国人と日本人が結婚する場合に必要な書類

#### A、日本で結婚する場合

- 1. 婚姻届
- 2. 外国人の婚姻要件具備証明書(大使館等で発行)とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 3. 外国人の国籍証明書(パスポートでも可)とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 4. 外国人の出生証明書とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 5. 再婚の場合は婚姻解消の日がわかる証明書とその日本語訳(訳者氏名明記) ※国籍や居住地によって必要書類が異なることがあります。ご相談ください。

#### B. 外国で結婚が成立したことを日本に届出する場合

※必要な書類については、婚姻の届出をする前にお問合わせください。

#### ④ 外国人と外国人が結婚する場合に必要な書類

- 1. 婚姻届
- 2. それぞれの婚姻要件具備証明書(大使館等で発行)とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 3. それぞれの国籍証明書(パスポートでも可)とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 4. それぞれの出生証明書とその日本語訳(訳者氏名明記)
- 5. 再婚の場合は婚姻解消の日がわかる証明書とその日本語訳(訳者氏名明記)
  - ※国籍や居住地によって必要書類が異なることがあります。ご相談ください。
  - ※外国人同士が外国で婚姻を成立させた場合は、婚姻届を提出する必要はありませんが住 民票上の続き柄の変更を希望される場合は、ご相談ください。

【問合せ:大和市 市民課 戸籍係 ☎ 046-260-5111】

#### (6) 外国人住民の方の印鑑登録

#### ① 登録できる方

大和市に住民登録されているI5歳以上の外国人住民の方で、意思能力のある方。

#### ② 一般的な登録方法

- ・ご本人が申請する場合は、「在留カード」または、「特別永住者証明書」と登録印をお持ちい ただくと、即日に登録できます。
- ・代理人に依頼されるときは、(I) 本人が自署・押印した委任状(委任状には必ず登録される 印鑑を押印してください。)、(2) 登録する印鑑、(3) 代理人の本人確認書類(運転免許証・ 保険証など)、(4) 代理人の印鑑をお持ちください。
- ・代理人による申請のときは、確認のため後日、本人あてに「照会書」を郵送しますので、即 日登録はできません。

#### ③ 登録できる印鑑

- ・原則、住民票に記載のある文字で表されている印鑑
- \*住民票に記載のある文字とは、「氏名」、「通称」、「漢字併記名」、「カナ併記名」として記載 されている文字です。
- ・印鑑の直径が8ミリ以上、25ミリ未満のもの。
- ・変形せず、印影がはっきりしていて、枠があり、その枠が欠けていないもの。
- ・家族が、登録していない印鑑。家族が登録しているものに似ていないもの。

#### 4 その他

- ・通称、漢字併記名やカナ併記名での印鑑登録をご希望される場合は、事前に通称、漢字併記 名や氏名のカナ併記名を住民票に登録する必要があります。
- ・三文判等の印鑑は登録に適切ではありません。また、白抜きの印などは登録できません。詳 しくは、市民課 住民異動係までお問い合わせください。
- ・印鑑登録証カードを紛失したり、破損した場合、速やかに印鑑登録廃止届けを提出してくだ さい。

【問合せ:大和市 市民課 住民異動係 ☎ 046-260-5112】

#### (7) マイナンバーカード (個人番号カード)

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年 月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、 e-T ax 等の電子証明書を利用した電子申請やコンビニでの各種証明書の取得等、様々なサービスにもご利用いただけます。

#### ① 申請方法

- ・通知カード(又は個人番号通知書)に同封された個人番号カード交付申請書(※ I )を返信用 封筒で郵送
- ・通知カード(又は個人番号通知書)に同封された個人番号カード交付申請書(※ I )のQ R コードからスマートフォン等でW E B サイトにアクセス
- ※ | 通知カード(又は個人番号通知書)に同封された個人番号カード交付申請書に、あらかじめ 印字されている内容(申請書に\*印が付いた項目)に変更がある場合は、その申請書はお使 いいただけません。大和市役所市民課、中央林間分室、渋谷分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡 所の窓口に手書き用の申請書を置いています。こちらをご利用いただくか、下記URLから 手書き申請書をダウンロードして、申請してください。

マイナンバーカード総合サイト(郵便による申請方法) https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-yubin/

#### ② 受け取りに必要なもの

- ・「マイナンバーカード交付通知書兼照会書」(マイナンバーカードの交付が可能になった時点で 市から自宅に郵送)
- ・本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等)
- ・手数料(初回は無料。再交付の場合は、個人番号カード800円、電子証明書200円)
- ・通知カードまたは個人番号通知書(お持ちの方のみ)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

#### ③その他注意事項

・マイナンバーカード(個人番号カード)の交付を受けた後、在留期間の延長を行った場合、マイナンバーカードの券面記載事項の変更(有効期間の延長)が必要です。マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに、窓口で延長の手続きを行わないと、マイナンバーカードは失効します。この場合の再交付は有料となりますのでご注意ください。

【問合せ:大和市 市民課 マイナンバーカードコールセンター】

**2**070-3970-2346、070-3970-2348

#### (8) コンビニ交付サービス

コンビニエンスストア等の多機能コピー機により、住民票の写しなどを交付するサービスです。

#### ① 場所

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテールなど

#### ② 時間

6:30~23:00(システムメンテナンス日等を除く)

#### ③ 証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書(事前の印鑑登録が必要)※交付手数料は I 通300円

#### ④ サービス利用に必要なもの

・マイナンバーカード(個人番号カード)、または住民基本台帳カード(一部のカードを除く)

【問合せ:大和市 市民課 証明交付係 ☎ 046-260-5365】

#### (9) 医療保険

#### ① 医療保険への加入

- ・病気やけがをしたときのために、医療保険に必ず加入しなければなりません。医療保険に加入すると保険税(保険料)を支払わなければなりませんが、病気やけがをしたときに、医療費の IO~30%を支払うだけで治療を受けられます。
- ・子どもが生まれたときの出産育児一時金を世帯主に支給します。
- ・亡くなられたときの葬祭費は葬祭を行った方に支給します。
- ・医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として払 い戻しをします。

#### ※特定健診・長寿健診について

国民健康保険に加入中の方で年齢が40歳以上の方、及び後期高齢者医療制度に加入中の方については、4月に健康診断の受診券を送付します。受診期間は4月21日(月)から12月末までです。健康管理にお役立てください。

#### ② 医療保険未加入者

医療保険に加入しないまま、医療機関にかかる場合は、医療費は全て自己負担(自由診療)になり、同じ診療でも治療費用の I O O %以上の高額な負担になるケースがあります。

#### ③ 日本の健康保険

- ・公的医療保険には、会社等で働く方とその家族が加入する被用者保険(職域保険)と市区町村 が運営する国民健康保険(地域保険)と原則75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度 があります。
- ・会社等で働く方は、会社に健康保険がある場合、加入しなければなりません。
- ・会社等の健康保険に加入している方以外で、75歳未満の方は国民健康保険に加入します。
- ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入します。なお、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入できるケースがあります。(後期高齢者医療制度は、神奈川県内の市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。)

【問合せ:大和市 保険年金課 ☎ 046−260−5114】

【※後期高齢者医療制度については大和市 保険年金課 🎛 046-260-5l22】

【※特定健診・長寿健診については大和市 医療健康課 ☎ 046-260-5662】

#### (10) 国民健康保険

#### ① 加入資格

3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方。 (医療滞在ビザで入国した方などは除く)

#### ② 国民健康保険に加入できない方

- ・会社などの健康保険に加入している方
- ・家族の会社などの健康保険に、扶養家族として加入している方
- ・生活保護を受けている方
- ・在留資格が短期滞在の方(短期滞在以外の資格でも、日本に在留する予定が3か月以下の方) 又は、在留資格期限が切れている方
- 75歳以上の方

#### ③ 国民健康保険加入の届け出

次に該当する方は、必ず I 4日以内に市役所 保険年金課で手続きをしてください。申請する 方の在留カードおよびパスポートをご持参ください。

- ・大和市に転入(入国)したとき
- ・会社などの健康保険をやめたとき(やめた証明書が必要)
- ・生活保護を受けなくなったとき(生活保護決定通知書が必要)
- ・出産したとき

#### ④ 国民健康保険脱退の届け出

次に該当する方は、14日以内に市役所 保険年金課で手続きをしてください。

- ・大和市から転出(出国)したとき
- ・会社などの健康保険に加入したとき(健康保険保険加入の証明書が必要)
- ・生活保護を受けることになったとき(生活保護決定通知書が必要)
- ・死亡したとき

#### ⑤ 国民健康保険の保険税について

国民健康保険に加入したら、必ず保険税を納めなければなりません。保険税を納めるのは、国民健康保険の被保険者の資格を得た月の分からで、加入の届け出をしたときからではありません。したがって、届け出が遅れると、さかのぼって保険税を納めなければなりません。

#### ⑥ 国民健康保険税額の決め方

下記の3つの項目で計算された合計額が | 世帯の | 年間加入した場合の国民健康保険税になります。それぞれの項目には、すべての国保加入者に課税される医療給付費分・後期高齢者支援金等分と、40歳以上65歳未満の加入者に課税される介護納付金分があり、それらを一括して国保税として納めていただきます。

所 得 割	加入者ごとの前年中の総所得金額等をもとに算出
均等割	加入者数×税額
平等割	Ⅰ世帯あたり×税額

#### ⑦ 国民健康保険税の納付時期

- ・国民健康保険税は、6月から翌年3月までの10回に分割して納めます。
- ・年度の途中で加入した方については、加入手続きをした月の翌月から3月までの各月に分けて 納めることになります。

#### ⑧ 保険給付の差し止め

保険税を期限内に納付しない場合、保険給付を差し止めることがあります。特別な事情により 国保税の納付または一部負担金のお支払いが困難な方は、保険年金課までお問い合わせくださ い。

【問合せ:大和市 保険年金課 ☎ 046-260-5114】

#### (||)後期高齢者医療制度

#### ① 加入資格

- ・3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方(観光や医療滞在ビザで入国した 方などは除く)で、75歳以上の方。
- ・3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方(観光や医療滞在ビザで入国した方などは除く)で、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方のうち、加入を希望する方。

#### ② 加入の届け出

後期高齢者医療制度に加入するための手続きや、いままで加入していた保険の喪失手続きは、必要ありません。75歳の誕生日の前日までに、後期高齢者医療資格確認書を、簡易書留郵便でお送りします。

※一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方で、後期高齢者医療制度への加入を希望する場合は、市役所保険年金課にご相談ください。

#### ③ 後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度に加入すると、保険料を納める義務が生じます。市役所から送付された 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に従い、保険料を納めてください。

【問合せ:大和市 保険年金課 ☎ 046-260-5|22】

#### (12) 国民年金

国民年金は日本国内に住所のある満20歳から満60歳までのすべての人が加入を義務付けられている制度です。将来、日本政府から年金を受け取るためには、加入して定められた保険料を一定期間以上納付等する必要があります。生活基盤安定のための大切な制度です。

【問合せ:大和市 保険年金課 ☎ 046-260-5116】

#### (13) 介護保険

#### ① 介護保険制度のあらまし

- ・介護保険は各市町村が運営します。
- ・住民登録をしている40歳以上の方は、必ず介護保険に加入しなければなりません。(ただし、外交官、領事官、合衆国軍隊の構成員、医療保険未加入である40歳以上64歳以下の方などは対象となりません。)
- ・加入手続きは、市町村の住民登録に基づき、自動的に行われるため不要です。
- ・65歳以上の方は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市町村の要介護 認定などを受け、介護保険のサービスが利用できます。
- ・40歳以上64歳以下の方は老化に伴う特定疾病(がん、脳血管疾患など、16の病気のいずれか)が原因で介護が必要になった場合のみ対象となります。

#### ② 要介護認定と介護保険サービスの利用

- ・介護保険サービスを利用するためには、市町村へ要介護認定の申請が必要です。
- ・要介護認定とは、本人の心身の状況を確認する認定調査と、主治医による疾患などが記載された意見書をもとに、市町村が設置する介護認定審査会において、介護がどの程度必要であるかを7段階に分け認定するものです。また、認定有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを利用される場合には、更新申請が必要です。
- ・介護保険サービスには、ホームヘルパーが食事の介助や掃除などを行ったり、施設に通い機能 訓練を行ったりするなどの在宅サービスと、在宅での生活が困難な方が施設に入所して利用で きる施設サービスがあります。
- ・ケアマネジャーと相談して、介護サービス計画を作成し、計画に沿って介護サービスを利用します。

【問合せ:大和市 介護保険課 ☎ 046−260−5623】

・上記の他、介護予防を目的としたサービス(総合事業)もありますので、詳しくはお問い合せ ください。

【問合せ:大和市 人生Ⅰ00年推進課 ☎ 046-260-56Ⅰ3】

#### ③ 保険料と利用者負担

- ・65歳以上の方の保険料は、世帯全員の市町村民税課税状況や本人の収入・所得に応じて市町村ごとに決定し、「介護保険料決定通知書」でお知らせします。
- ・一定額以上の年金を受けている方の保険料は年金から天引きされます。それ以外の方は、「介護保険料決定通知書」に同封される「納付書」で納めてください。
- ・保険料を納めないでいるとサービス利用時の自己負担割合が増える等、滞納期間に応じて介護 サービスの利用に制限がかかります。
- ・40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険者ごとの算出方法により、医療 保険料とあわせて納付します。
- ・介護保険のサービスを利用した場合、サービス費用の9割~7割の額については保険から給付されます。施設に入所した場合は、市町村民税が非課税であるなど一定の要件を満たす方であれば、市町村に申請することによって食費と居住費が軽減されることがあります。
- ・生活が著しく困窮している方や、地震・火事などの災害にあわれた方は、介護保険料の額を下 げる(減免)制度が適用される場合があります。詳細は大和市のホームページをご覧いただく か、介護保険課までお問い合せください。

【問合せ:大和市 介護保険課 ☎ 046-260-5|69】

#### (14)税金

日本では、外国人を含み、日本に住所があり、一定の所得がある人や、不動産等を所有している人は税金を納めなければなりません。税金は、大きく分けて国に納める税金(国税)と県や市町村に納める税金(地方税)があります。

#### 【国税】(国へ納める)

消費税・・・買物の際にかかる | 0% (8%) の税金

所得税・・・所得に応じて払う税金その他に相続税や贈与税などがあります。

【問合せ:大和税務署 ☎ 046-262-94||】

#### 【県税】(神奈川県へ納める)

自動車税(種別割)・・・・普通自動車、トラック(軽自動車を除く)などを所有している人 に毎年かかる税金

自動車税(環境性能割)・・普通自動車、トラック(軽自動車を除く)などを取得(購入)したときにかかる税金

その他に個人事業税や不動産取得税などがあります。

【問合せ:厚木県税事務所 🏗 046-224-|||]

※自動車税(環境性能割・種別割)については下記へ。

【神奈川県自動車税管理事務所☎045−7Ⅰ6−2ⅠⅠⅠ】

#### 【市税】(大和市へ納める)

#### ① 個人市民税

前年中の所得に対してかかる税金で所得割と均等割があり、個人県民税とあわせて納めます。 納める人は、1月1日現在市内に住んでいる人で、前年中に一定額以上の所得のあった人です。

前年、市・県民税の申告書を提出した方などには、1月下旬に「市・県民税申告書」を送付いたしますので、3月15日までに申告してください。なお、前年中に大和市に転入した方などにはお送りしておりません。送付を希望する方は、市民税課までご連絡ください。

【問合せ:大和市 市民税課 ☎ 046-260-5232】

#### ② 軽自動車税(種別割)

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人にかかる 税金です。納める人は、4月1日現在、所有している人です。

【問合せ:大和市 市民税課 ☎ 046-260-5231】

#### ③ 軽自動車税 (環境性能割)

三輪・四輪の軽自動車(新車、中古車どちらも)を取得(購入)したときにかかる税金です。 納める人は、軽自動車を取得(購入)した人です。市の税金ですが、当面の間、神奈川県が事務 を行うため、神奈川県に納めます。

【問合せ:神奈川県自動車税管理事務所 ☎ 045-7|6-2|||

#### ④ 固定資産税、都市計画税

土地や家屋などにかかる税金です。納める人は、I月I日現在市内に土地や家屋などを所有している人です。

【問合せ:大和市 資産税課 ☎ 046−260−5236】

#### ⑤ 納税方法

市税の納め方には、「納付書による窓口納付(大和市役所本庁及び各分室、各連絡所、金融機関、コンビニエンスストア)」、「納付書によるキャッシュレス納付(モバイルレジ、PayPay、d払い、J-Coin、au Pay、楽天ペイ、楽天銀行コンビニ支払サービス)」、「口座振替による納付」があります。

口座振替による納付をするには、事前に申込みが必要です。

【問合せ:大和市 収納課 ☎ 046-260-5240】

#### ⑥ 納税の相談

市税や国民健康保険税(PI9参照)を期限内に納付できない場合には、支払方法についての相談を収納課で受けています。

【問合せ:大和市 収納課 ☎ 046-260-5241~5243】

#### ⑦ 市税を納め過ぎた場合

二重納付や税額の変更などにより市税の納め過ぎが発生した場合には、「過誤納金還付通知書」をお送りいたしますので、振込先の口座を指定していただき、還付金をお受け取りください。

- ・市税等に未納がある場合は、そちらに充当されます。
- ・代理人の方が申請される場合は、委任状が必要です。

【問合せ:大和市 収納課 ☎ 046-260-5240】

#### 【市税証明書の発行手続き】

市税証明書(所得課税証明書、納税証明書)の発行手続きは、市役所本庁舎・渋谷分室・中央 林間分室・大和連絡所・桜ヶ丘連絡所で行っています。

必要なもの: 1. 申請者が本人または同一世帯員(市内在住)の場合

- ・本人確認ができるもの(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等)
- 2. 上記 | 以外の場合
  - ・委任状
  - ・委任された方の本人確認ができるもの(在留カード、特別永住者証明書、 運転免許証等)

【問合せ:大和市 資産税課 ☎ 046−260−5238】

#### (15) 高齢福祉

#### ① 地域包括支援センター

原則65歳以上の方が住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう、身体や介護のことなど、 さまざまな相談を受け付ける総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど の専門職が相談に応じます。

#### 【主なサービス内容】

- ・65歳以上の方の健康状態や介護に関する相談、支援
- ・介護予防に関する相談、介護予防ケアプランの作成
- ・65歳以上の方の人権や財産を守る権利擁護(成年後見人制度、虐待防止等)に関する相談や 支援

※相談は無料で、秘密は厳守します。

地域包括支援センター名(通称名)	住所・TEL	担当地区
下鶴間つきみ野地域包括支援センター	下鶴間 418-2 (ロゼホームつきみ野内) <b>☎</b> 046(272)7061	下鶴間・つきみ野
中央林間地域包括支援センター	中央林間 8-25-8 LAPLA 中央林間 2F ☎ 046(271)5572	中央林間西・中央林間
南林間地域包括支援センター	南林間 I - 4 - 18 ジュネス南林間 2-1 ☎ 046(271)5706	南林間・林間
鶴間地域包括支援センター	西鶴間 8-1-2 (サンホーム鶴間内) <b>☎</b> 046(271)2770	鶴間・西鶴間
深見大和地域包括支援センター	大和東 3−3−16 (大和 YMCA 内) ☎ 046(264)3192	深見西・深見東・深見・深見 台・大和東・大和南
上草柳・中央地域包括支援tンター	草柳 2−15−1 (晃風園内) ☎ 046(263)1108	上草柳・桜森・中央・草柳・ 下草柳・柳橋(I・4 丁目)
福田北地域包括支援センター	柳橋 2-11 (まごころ地域福祉センター内) <b>☎</b> 046(267)9992	柳橋(2·3·5丁目)·福田 (I~8丁目)
福田南地域包括支援センター	福田   55   (敬愛の園内) <b>☎</b> 046(269)900	代官・渋谷・福田(1~8丁目 と 2339~2617、5506~ 5696 を除く)
桜丘・和田地域包括支援センター	下和田 822-Ⅰ (和喜園内) ☎ 046(268)262Ⅰ	上和田・下和田・福田(2339~2617と5506~5696)

<sup>※</sup>担当地区は2025年4月1日時点のものです。

#### ② 在宅介護支援センター

みなみ風

所在地:上草柳 | 64-5

問合せ: 2046-264-1000

地域包括支援センターと連携を取りながら、在宅で寝たきり、認知症などで介護が必要な 6 5 歳以上の人や家族に対して、在宅介護に関する相談などに応じます。

#### 【主なサービス内容】

- ・介護保険の申請やサービスについての相談
- ・保健・福祉サービス(紙おむつの支給、緊急通報システムなど)の利用申請手続きの支援 ※相談は無料で秘密は厳守します。

#### ③ 在宅医療・介護連携支援センター

○ 在宅医療・介護連携支援センター

問合せ: ☎ 046-200-6556

相談日:平日の9:00 ~ 17:00

在宅医療に関する相談や医療依存度が高い困難ケースの相談などに応じます。

※相談は無料で秘密は厳守します。

【問合せ:大和市 人生 | 00年推進課 ☎ 046-260-56|3】

#### (16) 障がい福祉

一定の障がいのある方は障害者手帳を取得することで、さまざまな医療・手当・税控除・各種割引・日常生活の援助など障がい福祉サービスを受けることができます (難病の方など、一部手帳を取得しなくても受けられるものもあります)。詳細はお問合せください。

#### ■各種手帳の交付

#### ① 身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある人は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。この手帳の取得により、各種サービスが受けられることがあります。

申請→写真 | 枚 (縦 4 cm×横 3 cm・正面脱帽・ | 年以内のもの)、指定医師の診断書 (所定の様式)、マイナンバーカード (個人番号カード)

#### ② 療育手帳

児童相談所または総合療育相談センターで、知的障がい児・者と判定された人に交付されます。 この手帳の取得により、各種サービスが受けられることがあります。

申請→写真 I 枚(縦4cm×横3cm・正面脱帽・6か月以内のもの)

#### ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が初診後6か月以上経過したのちに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。この手帳の取得により、各種サービスが受けられることがあります。

申請→① 精神障がいを事由とした障害年金を受給している人

年金証書または振込通知書、写真 I 枚(縦4cm×横3cm・正面脱帽・I 年以内のもの)、マイナンバーカード(個人番号カード)、印鑑(ご本人以外の申請の場合)

② 障害年金を受給していない人

医師の診断書(所定の様式)、写真 I 枚(縦4cm×横3cm・正面脱帽・I 年以内のもの)、マイナンバーカード(個人番号カード)、

※手帳の有効期限は2年間で、更新の申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

※更新・再承認の場合は、お持ちの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、手帳の更新 欄が残っている場合は、写真が不要となることもあります。

#### ■医療費助成

制度により年齢・所得制限などがあります。手続きに必要な持ち物などはお問合せください。

#### ① 心身障害者医療費助成

重度の障害者手帳の交付を受けている方が、医療機関で診療を受けたとき、健康保険適用になる医療費の自己負担額(入院時食事療養費・入院時生活療養費を除く)を助成します。事前申請が必要です。

#### ② 自立支援医療(精神通院)

精神科の病気で通院した場合に限り、健康保険適用になる医療費・薬剤費の自己負担が l 割となります。訪問看護やデイケアなども対象となります。精神障害者保健福祉手帳を取得していなくても申請できますが、事前申請が必要です。

#### ③ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある | 8歳未満の児童が、指定医療機関で障がいを除去または軽減する治療(手術など)を受ける場合に、医療費の自己負担が原則 | 割となります。身体障害者手帳を取得していなくても申請できますが、事前申請が必要です。

#### ④ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳の交付を受けている方が、生活上の便宜を増すために障がいを軽減したり、機能を回復したりすることができるような医療(手術など)を行う場合に自己負担が原則 I 割となります。事前申請が必要です。

#### ■手当

次の手当を申請する場合は、障害者手帳や診断書などが必要になります。また、いずれも所得制限があります。手当の額や手続きに必要な持ち物などはお問い合せください。

#### ① 特別児童扶養手当(国手当)

知的、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に対して支給されます。

・外国籍の方は、一定の在留資格がある方が対象となります。(在留資格が観光などの「短期滞在者」を除く。)

#### ② 特別障害者手当(国手当)

日常生活で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に支給されます。

#### ③ 障害児福祉手当(国手当)

日常生活で、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給されます。

#### ④ 県在宅重度障害者等手当

「身体障害者手帳 I・2級」「療育手帳 A I・A 2相当」「精神障害者保健福祉手帳 I級」のうち2つ以上の手帳を持つ在宅の障がい者または、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者に支給されます。ただし、県内在住期間、年齢などによって支給制限があります。

#### ⑤ 市障害者福祉手当(市手当)

在宅の重度・中度の障がい児・者で障害基礎年金や特別児童扶養手当、特別障害者手当などを受給していない人に支給されます。

※その他、税金の控除・減免、公共交通機関や公共料金の各種割引、補装具・日常生活用具の給付など さまざまな制度があります。

また、身体障害者手帳の取得事由に当たらない難病の方が受けられる福祉サービスなどもあります。 詳細はお問合せください。

【問合せ:大和市 障がい福祉課 ☎ 046-260-5665】

#### (17)妊娠・出産と育児

#### ① 子育て何でも相談・応援センター (こども家庭センター)

妊娠を考えたときから、妊娠・出産、子育てに関する相談に専任の保健師や相談員が応じます。

【問合せ:大和市 子育て何でも相談・応援センター ☎ 046−260−5675】

#### ② 妊娠された方に

妊振の診断を受けたら、大和市保健福祉センター内2階「子育て何でも相談・応援センター (こども家庭センター)」の窓口で妊娠の届出をします。届出をすると、妊娠・出産の経過、子 どもの発育状況を記録する親子(母子)健康手帳と妊婦健康診査費用補助券(I4回分)、妊婦歯 科健康診査受診券(I回分)、産後健康診査費用補助券(2回分)、新生児聴覚検査費用補助券が 交付されます。また、双子や三つ子など多胎妊婦の方は妊婦健康診査費用補助券を3回分追加で 交付いたします。

- \*妊娠の届出の際には、個人番号(マイナンバー)と身分の証明が必要となります。
- \*外国語版母子健康手帳も用意しています。(スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、タイ語、英語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語)

【問合せ:大和市 すくすく子育て課 ☎ 046-260-5609】

#### ③ 出生連絡票

親子(母子)健康手帳別冊の中にある出生連絡票(ピンク色のはがき)をすくすく子育て課に送付してください。

【問合せ:大和市 すくすく子育て課 ☎ 046-260-5609】

#### ④ 子ども医療

大和市に住む高校卒業相当年齢までのお子さんが、医療機関で診療を受けたとき、健康保険適用になる医療費の自己負担額を助成します。申請には、お子さんの在留カードと加入している健康保険を確認できる書類が必要です。

申請は随時受け付けますが、個々の事情により申請書類が異なりますので、窓口でご相談ください。

【問合せ:大和市 こども総務課 ☎ 046-260-5608】

#### ⑤ 育児相談

お子さんの発育・発達・栄養などの育児で気になることや、お母さんの体調などについて、保健師・栄養士による育児相談を行っています。身長体重の計測もできます。予約制となっているため、電話・窓口・WEBにてお申込みください。電話による育児相談も随時行っています。

【問合せ:大和市 すくすく子育て課 ☎ 046−260−5609】

#### ⑥ 乳幼児の健康診査

4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に発育状況などを確認する健康診査があります。日時、持ち物などについては広報やまとや個別通知などでお知らせします。

【問合せ:大和市 すくすく子育て課 ☎ 046-260-5609】

#### ⑦ 児童手当

日本に住む高校卒業相当年齢までのお子さんを養育している父母等の保護者に対して支給されます。

- ・申請は随時受け付けますが、個々の事情により申請書類が異なる場合がありますので窓口等でご相談ください。
- ・原則として申請日の翌月分から手当が支給(または増額)されます。ただし、出生日や前住所 地の転出予定日の翌日から | 5日以内に申請した場合は、月をまたいでいても事由発生日の翌 月分から支給(または増額)されます。

【問合せ:大和市 こども総務課 ☎ 046-260-5608】

#### ⑧ 児童扶養手当

| 8歳に達する日以後の最初の3月3|日までにある児童(政令の定める程度の障害の状態にある場合は、20歳未満までの児童)を監護している母子家庭の母、父子家庭の父または父もしくは母にかわって児童を養育している方に対して、所得が限度額未満の場合などに支給されます。

- ・申請は随時受け付けますが、個々の事情により申請書類が異なりますので、窓口でご相談くだ さい。
- ・外国籍の方は、一定の在留資格がある方が対象です。

【問合せ:大和市 こども総務課 ☎ 046−260−5608】

#### (18) 保育園について

#### ① 保育園の入園

市内には4か所の公立保育園と56か所の民間保育園、4か所の認定こども園、28か所の地域型保育事業所があります。この保育園では、両親が働いている、または病気などの事情で保育を必要とする家庭の生後8週過ぎから小学校就学前までの乳幼児を保育しています。(受け入れ年齢は施設ごとに異なりますので、詳細はほいく課へお問い合わせ下さい。)

#### ② 保育時間

教育・保育給付認定を受けた時間のうち、保育を必要とする時間に応じて利用できます。(日曜日・祝日を除く)延長保育を希望されるときは、各保育園等にお問い合わせください。

#### ③ 保育料

国が定める基準を上限に、市町村民税に応じて決められます。なお、3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもと0歳児クラスから2歳児クラスまでの生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯の子どもについては、幼児教育・保育の無償化の対象となり、保育料が無償化されます。

#### ④ 申請の時期

原則として入園を希望する月の前月 | 日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までに申請してください。ただし、 | 2、 |、 2、 3、 4月の入園を希望する場合は毎月の申請時期と異なりますので、詳しくは「教育・保育施設等利用ガイド」をご確認ください。空きがない場合はお待ちいただくこともあります。

#### ⑤ 提出書類

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ·保育所等利用申込補助票
- ・保育所等利用申込に関する確認書
- ・保育を必要とする保護者の状況が分かる書類(就労証明書、親子健康手帳、医師の診断書、障害者手帳等の写し、求職活動に関する申立書 、在学証明書など)
- ・その他(各家庭の状況により提出書類が増える場合があります。詳しくは、以下問合せ先まで ご連絡ください。)

申請時には、届出者の本人確認書類(免許証、在留カードなど)と、届出者のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード、個人番号入りの住民票など)を必ずご持参くだい。

【問合せ:大和市 ほいく課 ☎ 046-260-5607】

#### (19)教育

#### ① 幼稚園

幼稚園は小学校入学前の子どもを教育する施設で、市内には I 3 か所の私立幼稚園(うち、私学助成を受ける幼稚園 5 か所、施設型給付を受ける幼稚園 8 か所)、4 か所の私立認定こども園(うち、幼稚園型認定こども園 3 か所、幼保連携型認定こども園 I か所)があります。

#### ② 幼稚園の保育料

私学助成を受ける幼稚園の保育料は各施設によって決められており、月額25,700円を上限に幼児教育・保育の無償化の助成対象となります。施設型給付を受ける幼稚園および認定こども園の保育料は給食費などの実費負担部分を除き幼児教育・保育の無償化の対象となり、0円となります。

【問合せ:大和市 ほいく課 ☎ 046-260-5640】

#### ③ 小学校・中学校への入学

大和市にお住いの外国籍のお子さんは、市立の小中学校に入学することができます。ご希望の 方は、お子様と一緒に在留カードを持って、市役所教育委員会で手続きをしてください。

#### ④ 就学援助

経済的な理由により、就学に係る経費の支出が難しい家庭に、給食費や学用品費等の一部を援助します。

#### ⑤ 教育システム

- ・小学校6年間、中学校3年間(6歳から15歳)の9年間が義務教育になっています。
- ・その後、高等学校(3年)または高等専門学校(5年)があり、さらにその後に、大学(4年)、短期大学(2年)、専修学校(1年以上)、などがあります。
- ・多くの人が、義務教育が終了した後も、高校などに進学しています。
- ・一般に学校は、4月から翌年3月までを1年度とし、4月に入学、3月に卒業となります(大学などでは、9月に入学というところもあります)。

【問合せ:大和市 学校教育課 ☎ 046-260-5208】

#### ⑥ 児童クラブ

保護者の就労や疾病等により昼間保護者が家庭にいない児童を預かり、異なる学年の子どもたちが一緒になって遊びや物づくりを行うことができる安全な生活の場を提供する放課後児童クラブを行っています。入会についての申請やお問合せは、こども青少年みらい課へ。

【問合せ:こども青少年みらい課 ☎ 046-260-5224】

【所在地:大和市深見西 | - 2 - | 7 市民活動拠点ベテルギウス内】

#### (20) 予防接種

- ・大和市に住民票のある方に対して行っている、予防接種があります。予防接種の種類、対象年 齢、接種方法などについては、市のホームページや個別通知などでお知らせします。
- ・外国語に翻訳した予診票の見本がありますので、電話又は直接窓口で問い合わせてください。

【問合せ:大和市 医療健康課 ☎ 046-260-5662】

#### (21)施設案内

#### ① 図書館

図書館では各ジャンルから幅広い蔵書を揃えています。また、市内の各図書館には自動貸出機を導入しているので、手軽に本を借りることもできます。各館内には読書や調べ物をすることができるように、閲覧席をご用意しています。図書館の蔵書はほとんどが日本語のものですが、大和市立図書館の3階には外国語で書かれた絵本、4階には実用書や読み物がありますので、ぜひご利用ください。また、このほかにも市内には複数の学習センター図書室がありますので、併せてご利用ください。

施設名	住所	電話番号
大和市立図書館	大和市大和南 1-8-1 (文化創造拠点シリウス内)	046-263-0211
中央林間図書館	大和市中央林間 4-12-1(中央林間東急スクエア内)	046-277-8030
渋谷図書館	大和市渋谷 5-22(IKOZA 内)	046-267-2741
つきみ野学習センター図書室	大和市つきみ野 5-3-5(つきみ野学習センタ-内)	046-275-7895
桜丘学習センター図書室	大和市福田 I-30-I(桜丘学習センタ-内)	046-269-0411

#### ② 学習センター

地域のみなさんの自主的な学習・文化・軽スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる学習 センターは、市内に5か所あります。各センターでは、様々な学習支援事業及び学習情報の提供 も行っています。

施設名	住所	電話
生涯学習センター	大和市大和南 1-8-1 (文化創造拠点シリウス内)	046-261-0491
市民交流拠点ポラリス	大和市中央林間 1-3-1	046-274-4361
つきみ野学習センター	大和市つきみ野 5-3-5	046-275-0088
桜丘学習センター	大和市福田  -30-	046-269-0411
渋谷学習センター	大和市渋谷 5-22(IKOZA 内)	046-267-2027

#### ③ やまと芸術文化ホール

やまと芸術文化ホールは、子どもから大人の方まで、幅広い世代に文化芸術の素晴らしさ、楽しさ を伝えるために設置した文化芸術の拠点施設です。

【問合せ:やまと芸術文化ホール ☎ 046-259-7591】

【所在地:大和市大和南 | -8-| 文化創造拠点シリウス内】

#### ★ 文化創造拠点シリウス とは

図書館、生涯学習センター、やまと芸術文化ホール、屋内こども広場の4つからなる複合施設です。

#### ④ 青少年センター

子どもたちの居場所として会議室を開放するほか、青少年団体に会議室の貸し出しを行います。

【問合せ:こども青少年みらい課 ☎ 046-260-5224】

【所在地:大和市深見西 | -2 - | 7 市民活動拠点ベテルギウス内】

#### ⑤ コミュニティセンター

コミュニティセンターは、地域の皆さんが自ら進んで「学習する」「趣味を身につける」「仲間と集う」などのコミュニティ活動が自由にでき、住民相互の交流の中で地域社会を育てていくための拠点となる身近な施設で、市内に20か所あります。

コミュニティセンターには、児童に健全な遊びを与えるとともに健康を増進し、かつ情操を豊かにすることを目的とした児童館を併設しており、季節の行事や工作、ゲームなどの様々な活動が行われています。

施設名	住所	電話番号
コミュニティセンター公所会館・公所児童館	大和市下鶴間 504-1	046-273-9481
コミュニティセンター中央林間会館・中央林間児童館	大和市中央林間 6-26-7	046-276-8121
コミュニティセンター緑野会館・緑野児童館	大和市中央林間西 4-27-3	046-276-1816
コミュニティセンター下鶴間会館・下鶴間児童館	大和市下鶴間 2516-2	046-276-3407
コミュニティセンター南林間会館・南林間児童館	大和市南林間 7-14-24	046-276-3643
コミュニティセンター鶴間会館・鶴間児童館	大和市鶴間 2-12-35	046-276-3736
コミュニティセンター西鶴間会館・西鶴間児童館	大和市西鶴間 2-4-20	046-276-3447
コミュニティセンター深見北会館・深見北児童館	大和市深見 498-5	046-262-6030
コミュニティセンター上草柳会館・上草柳児童館	大和市上草柳 5-3-11	046-264-0012
コミュニティセンター深見中会館・深見中児童館	大和市深見台 4-10-29	046-264-7611
コミュニティセンター桜森会館・桜森児童館	大和市桜森 3-5-21	046-264-7629
コミュニティセンター草柳会館・草柳児童館	大和市下草柳 552-1	046-264-1355
コミュニティセンター深見南会館・深見南児童館	大和市深見台 1-9-19	046-262-2671
コミュニティセンター下草柳会館・下草柳児童館	大和市中央 6-5-19	046-264-5110
コミュニティセンター柳橋会館・柳橋児童館	大和市柳橋 2-12-2	046-268-8505
コミュニティセンター桜丘会館・桜丘児童館	大和市上和田 860-1	046-269-8047
コミュニティセンター福田会館・福田児童館	大和市代官 1-22-3	046-269-9390
コミュニティセンター上和田会館・上和田西児童館	大和市上和田 2700-18	046-269-8317
コミュニティセンター下福田会館・下福田児童館	大和市福田 611-1	046-268-1577
コミュニティセンター下和田会館・下和田児童館	大和市下和田 791-2	046-267-8500

#### ⑥ 児童館

市内には、コミュニティセンターに併設している児童館のほかに、単独児童館が2館あります。(機能はコミュニティセンター併設児童館と同じです)

施設名	住所	電話番号
子安児童館	大和市上草柳 9-11-20	046-263-4403
上和田東児童館	大和市上和田 2897	046-268-1770

#### ⑦ 大和スポーツセンター

体育室、武道場、弓道場、競技場、トレーニング施設等を兼ね備えた大和市の中心にある複合 スポーツ施設です。

開館時間 午前9時~午後9時

休館日 第3月曜日(祝日または振替休日のときはその翌日)、 | 2月29日~ | 月3日

【問合せ:☎ 046-261-6200】

【所在地:大和市上草柳 | - | - | ]

## ⑧ 引地台温水プール

幼児から大人まで年間を通じて安全で健康的に楽しめる総合レジャープールです。隣接するご み焼却施設の余熱を有効利用しています。

開場時間 午前 | 0時~午後8時

(ただし7月20日~8月29日は午前9時30分~午後6時)

【問合せ:☎ 046-260-5757】

【所在地:大和市柳橋4-5000】

## ⑨ グリーンアップセンター

ふれあいの森 内にある緑に関する情報の発信と緑化推進の拠点施設で、ガーデニング、庭木、草花等、みどり(緑化)に関する教室や展示を行っています。さまざまな植物の質問に専門家が無料でお答えする「みどりの相談コーナー」もあります。

受付時間 午前9時~午後4時 開館時

開館時間 午前9時30分~午後9時

休館 日 月曜日(祝日または振替休日の場合はその翌日)、12月29日~1月3日

【問合せ:☎ 046-263-87||】

【所在地:大和市下草柳552-1】

## ⑩ 自然観察センター・しらかしのいえ

市内でも数少ない貴重な自然が残されている泉の森の中心、引地川の源流に位置しています。泉の森をはじめ、大和の自然を守り育てていくためのさまざまな活動の拠点となる施設です。

開館時間 午前9時~午後5時

休館日 月曜日(祝日または振替休日の場合はその翌日)、 | 2月29日~ | 月3日

【問合せ:☎ 046-264-6633】

【所在地:大和市上草柳 | 728】

## ① 泉の森ふれあいキャンプ場

青少年が自然と触れ合いながら、野外炊事(デイキャンプ)をすることができる施設です。

【問合せ:☎ 046-260-5795】

【所在地:大和市上草柳 | 794】

#### ② 市民活動センター

市民活動をしている、または始めようとしている人・団体の会議や情報収集、情報発信などに 活用できます。

【問合せ:☎ 046-260-2586】

【所在地:大和市深見西I-2-I7 市民活動拠点ベテルギウス内】

#### ③ 郷土民家園

19世紀の古民家 2 棟が移築復原された施設です。江戸時代から続く行事や風習の再現・展示を行っています。園内では季節の花を楽しむことができ、3 月に咲く河津桜は特に人気です。

【問合せ:☎ 046-260-5790】

【所在地:大和市上草柳629-1 泉の森内】

#### (4) 慈緑庵

慈緑庵は、多胡記念公園内にある茶室および書院です。主に茶道の場としてみなさんにご利用いただいております。周囲が緑で囲まれているため、都会の喧騒を忘れるほど上質な空間が広がっています。※ご利用には予約が必要です。

受付時間 午前9時~午後5時 開館時間 午前9時~午後8時30分

休館日 月曜日(祝日または振替休日の場合はその翌日)、12月29日~1月3日

【問合せ:☎ 046-276-5808】

【所在地:大和市中央林間5-17-3】

## ⑤ つる舞の里歴史資料館

市内の歴史資料を保管・展示する資料館です。市内の遺跡から出土した約3万5千年前の石器、縄文時代の土器、16世紀の城跡、江戸時代の古文書などの貴重な資料を紹介しています。

【問合せ:☎ 046-278-3633】

【所在地:大和市つきみ野7-3-2】

#### ⑥ F・マリノス 成城石井パーク (大和ゆとりの森) 仲良しプラザ

公園全体の中心的な施設です。休憩スペース、売店、更衣室、シャワー室、トイレ、授乳室、 多目的ルーム、展望テラスがご利用いただけます。※令和7年4月 | 日から大和ゆとりの森の愛 称が「F・マリノス 成城石井パーク」になりました。

【問合せ:☎ 046-267-6800】

【所在地:大和市福田4112】

## ⑰ 下鶴間ふるさと館

19世紀の商家と20世紀初頭に再建された土蔵が復原された施設です。江戸時代の街道沿いの下鶴間宿と呼ばれた地域にあります。この時代の商家は県内にはあまり残っておらず、貴重な建造物です。江戸時代から続く行事や風習の再現・展示を行っています。

【問合せ:☎ 046-272-6556】

【所在地:大和市下鶴間2359-5】

# その他の情報

## (1) 住宅

## ① 民間賃貸住宅

契約時において、必要なお金

- ・「礼金」(家賃の 1~2か月分。家主に支払い、戻ってこない)
- ・「敷金」(家賃の | ~ 2 か月分。家賃の支払いの保証として支払い、解約の際には戻ってくる)
- ・「仲介手数料」(家賃の I か月分とそれに係る消費税。仲介する不動産屋に支払う) それに前払いの家賃 I か月分があり、合計すると借りる部屋の家賃3~5か月分ほどが必要となります。
- ※契約は通常2年間で、更新の際は手数料を支払います。また途中で解約する場合には I か月前から通知しなくてはなりません。(物件によっては2カ月以上前から通知しなければならない場合もあります。家主と交わしている契約書などをご確認ください) その他、家賃のほかに「管理費」(「共益費」とも言います)の支払い、また暖房器具・ペット等の条件の厳しいところもありますので、契約の際には契約内容を精査しましょう。

## ② 公営住宅

公営住宅で募集住戸がある場合、募集期間や募集概要については、「県のたより」・「広報やまと」等でお知らせをする予定です。公営住宅の種類により、それぞれ募集時期や申込資格が異なります。詳しくは、次の問合せ先におたずねください。

種類	募集時期	申 込 資格等	問合せ
市営住宅	定期募集:6月・10月	③Aの通り	建築指導課建築住宅係 046-260-5422
県営住宅	定期募集:5月·  月 常時募集:不定期	③Bの通り	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 045-201-3673

- I. 市営住宅と県営住宅の定期募集分については、期間中、募集のしおりを市内各施設に配架します。詳しくは広報やまと・県のたよりをご覧ください。
- 2. 県営住宅の常時募集とは、定期募集の結果、応募戸数があき家戸数に満たなかった住宅等について募集するものです。募集のしおりを市役所4階建築指導課と生活援護課にのみ配架します。

#### ③ 申込資格一覧表

申込資格は次の資格をすべて満たしていることが必要です。(詳細については、募集期間に申込書と一緒に配布している募集のしおり等(以下「募集のしおり」という。)を参照ください。)

※以下は全て基準日時点での状況で判断します。

#### A 市営住宅

- 申込者及び同居しようとする方が国内外を問わず住宅を所有(共有含む)していないこと。(ただし各基準日迄に売却の事実確認と、所有権の移転が確認できれば申込は可能)
- 2 申込者は成人であること。
- 3 夫婦(婚約者及び内縁関係にあるものを含む)又は親子等を主体とした家族であること。 (単身可の住戸を募集する場合もあります。)大和市で交付されたパートナーシップ宣誓 書受領証をお持ちの方も申込みできます。
- 4 基準日時点で、申込者が大和市に住民登録してから3年以上継続して居住していること。 なお、申込者(入居できた場合はその世帯の名義となります)はその世帯の住民登録上の 世帯主である必要はありません。
- 5 計算した月収額が次の基準内であること(計算方法は募集のしおりを参照してください。)
  - 一般世帯・単身者 | 58,000円以下
  - 裁量階層 2 | 4,000円以下
  - ※裁量階層とは、60歳以上世帯、障害者世帯、海外引揚者世帯、原子爆弾被爆者世帯、 戦傷病者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、小学校就学前の子どものいる世帯をい います。詳しくは、募集のしおりを参照してください。
- 6 必ず、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。
  - ・住宅以外の建物に住んでいる。(事務所、倉庫など)
  - ・他の世帯と同居している。
  - ・住宅がないため親族と同居ができない。
  - ・住宅が狭い。(居住部分が | 人あたり4畳以下)
  - ・台所、便所、浴室のいずれかがない、または他の世帯と共同使用している。(親子等との 同居は除く。)
  - ・正当な理由により立退要求を受けている。(家賃の滞納や自己の責めに帰する理由の場合 及び親族からの立退き要求の場合を除く。)
  - ・老朽化した住宅に住んでいる。
  - ・家賃が高い。(駐車場代、共益費を除く。詳しくは、募集のしおりを参照してください。)
  - ・その他、住宅に困っていることが明らかである。
- 7 大和市税(国民健康保険税を含む)や使用料等に滞納がないこと。また、現在入居中の賃貸住宅の家賃等に滞納がないこと。詳しくは、募集のしおりを参照してください。
- 8 申込者、及び同居しようとする方が暴力団員でないこと。また、暴力団員でないことの確認のため、警察本部へ照会することに同意すること。
- 9 市営住宅内で円満な共同生活ができ、条例を遵守できる方であること。
  - ※市営住宅では、犬、猫、小鳥等の動物を飼うことはできません(ただし、盲導犬についてはご相談ください)。

## B 県営住宅

- 1 申込者及び同居しようとする方に住宅(持ち家)がないこと。(売却中の場合は要相談)
- 2 夫婦(婚約者及び内縁関係にあるものを含む)又は親子等を主体とした家族であること (単身者向住宅を除く)。県内市町村で発行されたパートナーシップ宣誓書等をお持ちの 方も申込みできますのでお問い合わせください。
- 3 計算した月収額が次の基準内であること(計算方法は募集のしおりを参照してください。)
  - 一般世帯 | 58,000円以下(公営住宅)、| | 4,000円以下(改良住宅)
  - 裁量階層2 | 4, 000円以下(公営住宅)、| 39, 000円以下(改良住宅)
  - ※裁量階層とは、高齢者世帯、障害者世帯、戦傷病者世帯、被爆者世帯、ハンセン病療養 所入所者等世帯、海外引揚者世帯、義務教育終了前の子どものいる世帯をいいます(子 育て世帯向住宅に申込む場合のみに適用。)。詳しくは、募集のしおりを参照してくださ い。
- 4 次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。
  - A 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。(親子等との同居は除く)
  - B住宅が狭い。(居住部分が | 人当り4畳以下であること。)
  - C住宅用でない建物に住んでいる。
  - D家賃が高い。(居住部分がⅠ畳あたり3,000円以上である。)
  - E 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない。(県営住宅に住んでいる家族の中で結婚を予定している者がいるが、新しい住まいが見つからない場合など)
  - F借地貸家法に基づく正当な理由又はこれに準ずる理由で、家主から立退要求を受けている。
  - G 通勤に片道 2 時間以上かかる。(各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は I O分として計算します。)
  - H子育でに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向住宅の有効期間の満了する日が5年以内に 到来する。(子育で世帯向住宅への申込みを除く)
  - ※既に県営住宅に入居されている方は、上記 B,D,E,G,H のいずれかの住宅困窮理由があること。
- 5 個人の県民税及び市町村民税を滞納していないこと。
- 6 県営住宅の家賃を滞納していないこと。
- 7 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## ● その他公的賃貸住宅

市営住宅や県営住宅以外にも公的な賃貸住宅があります。種類により、それぞれ募集時期や申 込資格が異なります。詳しくは、次の問い合わせ先におたずねください。

種類	問合せ
特定優良賃貸住宅(特優賃) ・ 高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)	(特優賃・髙優賃)かながわ住まいまちづくり協会 045-664-6896
UR賃貸住宅 ※随時募集しています。	都市再生機構UR神奈川西住まいセンター 0466-26-3II0
県公社賃貸住宅	公社の賃貸募集窓口

※申し込みについては、収入などの要件があります。(それぞれお問い合わせください。)

- ・日本では、家と家が接近しているため、生活上の騒音が問題になることがあります。
- ・大きな音量で音楽を聴く、大声でおしゃべりする、早朝や夜中に洗濯機や掃除機を使うなど は、近所の人にうるさいと思われているかもしれません。
- ・マンション、アパートなどの集合住宅では、部屋で走り回ったりすると、下の階の人には騒音 になります。

【問合せ:大和市 建築指導課 ☎ 046-260-5422】

## (2) ごみとリサイクル

## ① ごみの出し方(戸別収集方式)

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、建物ごとに収集します。朝8:00までに道路に面した敷地内に、有料指定ごみ袋に入れて出してください。指定された袋以外で出されている場合は、収集できません。(例外があります。例外は「③ ごみと資源の分別区分」参照)

## ② 大和市家庭系廃棄物指定収集袋(有料指定ごみ袋)の種類と価格

有料指定ごみ袋					
種類	価格(IO枚入)	販売店			
5 リットル袋	80円				
IOリットル袋	160円	(1)市内スーパー			
20リットル袋	320円	(2)コンビニ			
30リットル袋	480円	(3)ホームセンターなど			
40リットル袋	640円				

有料指定ごみ袋の写真は下の画像のとおりです。実物は黄色です。



# ③ ごみと資源の分別区分

ごみは3種類(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)、資源も3種類(A, B, 容器包装プラ)です。

	回収一覧表(ごみ・資源)			
1壬 坐工	±		回収方法	
種類	内容		袋	料金
	(代表的な例)			
	生ごみ・野菜くず 切り花・果物・庭木の実			
	ぬれた布・汚れた布 革製品・バッグ 生理用品			
	ぬいぐるみ 座布団 板(厚さIOcm、長さ50cm以内)			
	使い捨てカイロ 洗面器(プラ) バケツ(プラ)	週2回	有料指定ごみ袋	有料
	おもちゃ(プラ又は木製) カセット フロッピーディスク			
燃やせる	ビデオテープ CD・MD・LD レコード			
ごみ	シャープペンシル ボールペン 汚れた紙、裁断した紙			
	食用油 (紙又は布にしみ込ませるか固める)			
	(例外品:下記の品物のみ)			
	剪定枝(I回3束まで、ひもで縛る)※太さIOcm 以内、長さ50cm 以		内容の欄を参照	無料
	内、   束の直径30cm以内	週2回		
	枯葉・雑草(I回3袋まで、透明・半透明の袋に入れる。)※45ℓ以内の	<i>10</i> 2 C	11年77周6多点	AK 17
	袋			
	紙おむつ(透明・半透明の袋に入れる。)※家庭で人が使用したもののみ			
	(代表的な例)			
	化粧品のびん(乳白色) 食器(ガラス) 食器(せともの)			
	クリスタルガラス 小さな金属 電気製品(小型)	月2回	有料指定ごみ袋	有料
	40ℓまでの袋に入るミシン、オーブントースターなど	,, =	13.113.112	13.1
燃やせな	※包丁、はさみ、割れたガラス、鏡など危険なものは、紙に包むか袋に入れ			
いごみ	て、品名を記入する。(日本語)			
	(例外品:下記の品物のみ)			
	電池類(充電式電池含む) 蛍光灯 水銀体温計 水銀血圧計	月2回	透明・半透明の	無料
	電球 LED 電球 使い捨てライター(使いきる)		袋	
	新聞・折り込みチラシ		紙類はひもで縛	
	雑誌・本・その他の紙 段ボール		る	無料
A資源			布類はひもで縛	
	布類		るか透明・半透	,
	※布類は洗って乾かす。		明の袋に入れ	
	※布類は雨の日、地面が濡れている日は出さない。		る。	

	紙パック			
	紙製容器包装(紙製容器のマーク がついています。)		コンテナ、ネッ	6-11
D次许	空き缶・金物類(アルミ・スチール)	月2回		
B資源	空きビン類(生 🏡 きびん、透明びん、色つきびん)		トに分類	無料
	ペットボトル			
	白色トレイ			
	※品物ごとにコンテナ・ネット等へ分別する。			
	(代表的な例)			
	使い捨ての弁当容器 菓子の袋			
	冷凍食品の袋 レジ袋 発泡スチロール ラップ類			
容器包装	シャンプー等の容器 卵の容器 プラスチックのふた 色つき発泡トレイ ペットボトルのラベル ※軽くすすぎ、汚れをとる		透明・半透明の袋	無料
プラ				
	※プラマーク 🔁 が目印です。			
	※汚れたもの、プラマークがついていないものは燃やせるごみ			
	(代表的な例)			
	電子ピアノ 家庭用オルガン ソファー スチール製物置			有料
	たたみ(6枚まで) たんす 食器戸棚 本箱			
粗大ごみ	ベッド 布団 ストーブ(大型) 衣装ケース	随時	粗大ごみ証紙を	
一位へこみ	※粗大ごみとは、40ℓの有料指定ごみ袋に入らないもの又はおおむね長	IM #4	購入	H 47
	さが50cmを超えるものです。			
	※粗大ごみの収集には資源循環推進課(🏗 046-269-1511)へ			
	の申し込みが必要です。			

(例外品:下記の品物のみ)

燃やせるごみとして出せるもの

- ① ごみ箱(プラスチック製で投入口が I 口のもの)、バケツ(プラスチック製)、風呂のふた(プラスチック製)、ポリバケツ(ふたつき)は、400分のごみ袋を巻きつけるか、貼り付けることにより、燃やせるごみとして出せます。
- ② 釣竿、デッキブラシ(木製)、テニスラケット(カーボン製)、バット(野球用、木製)、バドミントンラケット (カーボン製)、ほうき(竹ぼうき含む)、モップ(木製)は I ~ 5 本までは 2 0 ℓ 分、 6 ~ I 0 本は 4 0 ℓ 分のご み袋を巻きつけるか、貼り付けることにより燃やせるごみとして出せます。

その他

燃やせないごみとして出せるもの

- ① 一輪車(16インチ以下)、オーブンレンジ、ガスレンジ(2口まで)、キャリーカート、三輪車、自転車(16インチ以下)、扇風機、掃除機、電子レンジ、ベビーカー(折りたためるもの)は40ℓ分のごみ袋を巻きつけるか、貼り付けることにより、燃やせないごみとして出せます。
- ② 傘、ゴルフクラブ、スキーストック、スコップ、突っ張り棒、テニスラケット(金属製)、バット(野球用、金属製)、バドミントンのラケット(金属製)は、 I ~ 5 本までは 2 0 ℓ 分、 6 ~ I 0 本は 4 0 ℓ 分のごみ袋を巻きつけるか貼り付けることにより、燃やせないごみとして出せます。

## ④ ごみと資源の出す場所

時間が異なっていますので、ご注意ください。

ごみ・資源	回数	収集日に出す時間	場所
燃やせるごみ	週2回		戸別収集
燃やせないごみ	月2回	原則8:00まで	戸建住宅:道路に面した敷地内 集合住宅:決められた場所
A資源	月2回		
B資源	月2四	8:30まで	リサイクルステーション
容器包装プラ	週   回		
粗大ごみ (申し込み)	随時	8:30まで	申し込み時に指定された場所へ

# 資源の拠点回収

資源については下記の場所でも回収しています。

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
<ul><li>●つきみ野駅 駅前広場</li><li>●中央林間駅北口(交番西側)</li><li>●大和市役所正面入り口</li><li>●旧大和駅周辺再開発事務所 敷地内(中央4-1-14)</li></ul>	毎月 I ・3回目 日曜日	午前9時 ~	· A 資源
<ul><li>●大和スポーツセンター 南側広場(上草柳 I - I - I)</li><li>●相模大塚駅北口</li><li>●桜ヶ丘駅西口(バス停前)</li><li>●高座渋谷駅西口</li></ul>	毎月2・4回目日曜日	午後1時	・B 資源 ・容器包装プラ ・廃食用油 ・生ごみたい肥
●大和市資源選別所	毎日	午前9時~12時	
(上草柳563-11)	(12月29日	午後   時~	
	~1月3日を除く)	午後3時30分	

# ⑤ ごみ収集・資源回収の区域及び曜日について

燃やせるごみ	毎週水·土曜日		燃やせるごみ	毎週水·土曜日
燃やせないごみ	毎月2・4回目金曜日		燃やせないごみ	毎月1・3回目金曜日
A資源	毎月1・3回目木曜日		A資源	毎月2・4回目木曜日
B資源	毎月2・4回目木曜日		B資源	毎月1・3回目木曜日
容器包装プラ	毎週火曜日		容器包装プラ	毎週火曜日
		中央林間駅 2		
燃やせるごみ	毎週火·金曜日		燃やせるごみ	毎週火·金曜日
燃やせないごみ	毎月2・4回目木曜日	つきみ野駅	燃やせないごみ	毎月1・3回目木曜日
A資源	毎月1・3回目月曜日	3	A資源	毎月2・4回目月曜日
B資源	毎月2・4回目月曜日	3	B資源	毎月1・3回目月曜日
容器包装プラ	毎週水曜日	3 南林間駅 4	容器包装プラ	毎週水曜日
H IIII C JACF F	14723.00		H III C SAF F	-7-7-1-1
		鶴間駅		
		6		
		6		
燃やせるごみ	毎週火·金曜日	1 地道路	燃やせるごみ	毎週火·金曜日
燃やせないごみ	毎月2・4回目月曜日	相模大塚駅 東名高速道路	燃やせないごみ	毎月1・3回目月曜日
A資源	毎月1・3回目水曜日		A資源	毎月2・4回目水曜日
B資源	毎月2・4回目水曜日	大和駅	B資源	毎月1・3回目水曜日
容器包装ブラ	毎週木曜日	1	容器包装ブラ	毎週木曜日
	77-11-11-11		7.11.0.24.	77-11-11
		1 4		
燃やせるごみ	毎週月·木曜日	7 7	燃やせるごみ	毎週月·木曜日
燃やせないごみ	毎月2・4回目水曜日	/ 桜ヶ丘駅	燃やせないごみ	毎月1・3回目水曜日
A資源	毎月1・3回目火曜日	9 / 5	A資源	毎月2・4回目火曜日
B資源	毎月2・4回目火曜日		B資源	毎月1・3回目火曜日
容器包装プラ	毎週金曜日	3/	容器包装プラ	毎週金曜日
		Taran sa chan		
		/ 高座渋谷駅		
	7	新幹線		
	7			
燃やせるごみ	毎週月·木曜日	N	燃やせるごみ	毎週月·木曜日
燃やせないごみ	毎月2・4回目火曜日		燃やせないごみ	毎月1・3回目火曜日
A資源	毎月1・3回目金曜日	(4)	A資源	毎月2・4回目金曜日
B資源	毎月2・4回目金曜日	(ナ)	B資源	毎月1・3回目金曜日
容器包装プラ	毎週土曜日	•	容器包装プラ	毎週土曜日
				-/

## ⑥ 市では処分できないもの

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、パソコン、オートバイはメーカーがリサイクルします。メーカー、品物によりリサイクル料金が異なります。別途、収集運搬料も必要になります。買い替えの場合、各販売店へ確認してください。

○テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの処分

【問合せ:大和市環境事業協同組合 ☎ 046-264-2033】

○パソコンの処分

【問合せ:パソコン3R推進協会 ☎ 03-5282-7685】

【問合せ:大和市環境事業協同組合 ☎ 046-264-2033】

○オートバイの処分

【問合せ:二輪車リサイクルコールセンター ☎ 050-3000-0727】

○石油、塗料、石、土、化学薬品、中身の入ったカセットボンベ、自動車部品、タイヤ、

バッテリー、消火器、建築廃材など、処分方法がわからないとき

【問合せ:大和市 施設課 ☎ 046-269-1522】

【問合せ:大和市環境事業協同組合 ☎ 046-264-2033】

#### ⑦ ごみの持ち込み

家庭から出るごみは、有料で環境管理センターに持ち込むことができます。土曜日は事前予約が必要なことや、ごみの持ち込みにはルールがありますので、詳細は下記までお問合せください。

【問合せ:大和市 施設課 ☎ 046−269−1522】

【所在地:大和市草柳3-12-1】

#### ⑧ 資源の持ち込み

- ・家庭から出る資源は、無料で資源選別所に持ち込むことができます。
- ・資源分別回収と同じく、品目ごとに分けて持ち込んでください。
- ・事業活動(事業所・商店・飲食店)から発生した資源は、持ち込めません。

【問合せ:大和市リサイクル事業協同組合 ☎ 046-262-8865】

【所在地:大和市上草柳563-11】

## (3) 自治会

- ・日本には、一定の区域に住む人々が、お互いに協力して、より良い地域づくりをするための 「自治会」という組織があります。
- ・自治会は行政とのパイプ役として、生活に必要な情報を伝えるとともに、地域の防犯や防災、 交通安全に貢献し、地域のお祭りやスポーツ大会、清掃活動などを行っています。
- ・また、日本の生活習慣で分からないことや、一人では解決できない問題があるときには、自治 会の人たちが協力して助けてくれます。
- ・地震などの災害が起きた時には、地域住民がお互いに助け合う「共助」の精神をもとに、隣近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、避難行動要支援者の避難支援を行います。 自治会に加入することで、顔が分かる関係になり、災害直後の救助や避難活動もスムーズになります。
- ・自治会に加入して隣近所の人たちと親睦を深めてください。
- ・自治会に加入すると、自治会費がかかります。会費は自治会によって異なりますので、詳細に ついては、各自治会へお問い合わせください。自治会の連絡先が分からない場合は、大和市自 治会連絡協議会事務局までお問い合わせください。

【問合せ:大和市自治会連絡協議会 🕿 046-260-5130】

【所在地:大和市下鶴間 | - | - | (大和市役所内 | F)】

## (4)交通安全

#### ① 交通安全 - 全般

- ・自動車・オートバイは道路の左側を走らなければなりません。また、自動車を運転する時、シートベルトを着け、オートバイを運転する時は、ヘルメットを着けなければなりません。
- ・お酒を飲んでの運転は法律できびしく罰せられます。
- ・自動車を持つと、法律により 2、3年ごとに検査をしなければなりません。また、事故に備えて保険に入る必要があります。
- ・市内の道路等では歩きスマホは禁止されています。スマホ等の画面を見るときは、通行の妨げ にならない場所で立ち止まりましょう。

#### ② 交通ルール - 自転車

5つの自転車の基本的なルールである自転車安全利用五則を守り、安全確認をして運転しましょう。自転車運転中は、携帯電話、スマートフォンの操作や通話をしてはいけません。また、ヘッドホンやイヤホンで音楽などを聴きながらの運転、傘を差しながらの運転はしないようにしましょう。

## 【自転車安全利用五則】

- I)車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3) 夜間はライトを点灯

- 4) 飲酒運転は禁止
- 5) ヘルメットを着用

#### ③ 自転車などの放置禁止

市内のすべての駅周辺の道路は自転車等放置禁止区域となっており、道路上に放置された自転車・原動機付自転車は随時、大和市放置自転車等保管所へ移動しますので、駐輪施設の利用をお願いします。なお、移動された自転車・原動機付自転車等の保管期間は60日ですので、期間内に大和市放置自転車等保管所まで引き取りに来てください。

放	置自転車等保管所	持参するもの		
所在地	鶴間   -2   -4	①住所を確認できるもの		
アクセス	鶴間駅より徒歩10分	②自転車等の鍵		
時間	13:00~16:00	③移動保管料		
曜日	火・水・木・金・土・日	⇒自転車(2,000円) ⇒原動機付自転車(4,000円)		
休み	月・年末年始・祝日 ※土日と祝日が重なる場合 は、引き取りができます。	■保管期間は60日です。		
①は、在留カード・特別永住者証明書・免許証・保険証・学生証等です。				

【問合せ:大和市 市民生活あんぜん課 ☎ 046-260-5118】

## (5) 外国語による市役所相談窓口

大和市では、大和市に在住している外国籍人市民の方たちの市役所へのお問合せ、日常生活の相談に応じています。国際・市民共生課には、下表の時間にスペイン語の通訳員がいます。また、(公財)大和市国際化協会には、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語の通訳員がそれぞれいます(詳細は54ページ参照)ので、気軽に電話をするか、訪問してください。

言語	曜日	時間	場所	電話番号
スペイン語	火曜	9:00~I2:00	大和市役所2階	046-263-
スペイン品	入唯	I3:00∼I7:00	国際・市民共生課	8305

※上記のほか市役所には、英語・スペイン語・中国語の三か国語で目的の窓口までご案内する 「職員多言語ガイド」もおりますので、訪問の際にお声がけください。

【問合せ:大和市 国際・市民共生課 ☎ 046-260-5164】

## (6) 大和市公式ホームページの翻訳サービス

大和市公式ホームページを英語・中国語(簡体字、繁体字)・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・タガログ語に翻訳します。

URL: https://www.city.yamato.lg.jp/

<スマートフォン用サイトイメージ>※上記URLより

※トップページのメニューをクリック後、メニュー下部にある"ForeignLanguage"から言語を選択できます。





<パソコン用サイトイメージ>※上記URLより

※トップページの右上にある"ForeignLanguage"から言語を選択できます。



【問合せ:大和市 広報課 ☎ 046-260-53|4】

## (7) 生活困窮者自立相談支援

生活に困っている、失業して家賃が払えない、などのお困りごとに対して、専門の相談員が一緒に解決策を考えます。将来的な困窮の心配など、生活を立て直すための相談を受ける窓口です。大和市役所第2分庁舎の事務所で相談を受けるほか、電話でも相談できます。窓口に来られない場合は相談員が訪問することも可能です。

【問合せ:大和市 自立相談窓口 ☎ 046-200-6177】

## (8) 大和市パートナーシップ宣誓制度

同性カップルや、事実婚の方など、法律上の婚姻が困難な2人が、互いを人生のパートナーと し、日常生活において相互に協力し合う関係にあることを宣誓し、市が宣誓受領証を交付しま す。詳細は、国際・市民共生課まで。

【問合せ:大和市 国際・市民共生課 ☎ 046-260-5175】

## (9) やまと SOGI 派遣相談

性的指向や性自認に関する悩み・相談を受け付けます。NPO 法人 SHIP(性的マイノリティ支援団体)の臨床心理士など、専門の相談員がお話を伺います

【問合せ:大和市 国際・市民共生課 ☎ 046-260-5175】

## (10) 観光イベント



千本桜さくら祭り・桜ヶ丘桜まつり(3~4月)



大和市民まつり(5月)



中央林間手づくりマルシェ (5・11月)



西口風鈴まつり (7月)



神奈川大和阿波おどり(7月)



神奈川やまと古民具骨董市(通年)



渋祭(10月)

【問合せ:大和市 にぎわいイベント課 ☎ 046-260-5167】

# 多文化共生事業

## (1) 公益財団法人大和市国際化協会

外国人市民の自立と社会参加を促し、地域の国際化をすすめるための事業を展開しています。

所 在 地:大和市深見西 | -3 - | 7 市民活動拠点ベテルギウス北館

電話: 046-265-6051 F A X: 046-265-6052 Email: pal@yamato-kokusai.or.jp

W E B: http://www.yamato-kokusai.or.jp

受付時間: 8:30~ | 7: | 5 (月曜日・水曜日・金曜日と第 | ・3土曜日)

8:30~20:15 (火曜日·木曜日)

## ① 国際交流サロン

「外国人市民が自らの文化を大切にし、集まれる場所」をコンセプトにして、国際化協会事務局の 隣のスペースを国際交流サロンとして開放しています。当サロンは、登録ボランティアとの日本 語の学習や学校の補習、通訳員による相談、市民交流の場として利用できます。

曜日	国際交流サロン	通訳サービス
月曜	8:30~17:00	英語 9:00~12:00 13:00~17:00
火曜	8:30~20:15	英語 9:00~12:00 13:00~17:00 ベトナム語 9:00~12:00 13:00~16:00
水曜	8:30~17:00	英語 9:00~12:00 13:00~17:00 タガログ語 10:00~13:00
木曜	8:30~20:15	英語 9:00~12:00 13:00~17:00 中国語 10:00~13:00
金曜	8:30~17:00	英語 9:00~12:00 13:00~17:00 スペイン語 9:00~12:00 13:00~17:00
第 I · 第 3 土曜日	8:30~17:00	なし

## このほかに大和市役所でもスペイン語の通訳サービスを実施しています。

言語	曜日	時間	場所	電話番号
スペイン語	火曜	9:00~12:00 13:00~17:00	大和市役所 2 階 国際・市民共生課	046-263-8305

## ② ボランティアによる日本語個人レッスン

国際化協会登録ボランティアが | 対 | で日本語学習を支援します。 申し込みが必要ですので、まずは協会にご相談ください。

## ③ 翻訳サービス

国際化協会登録ボランティアがビザ等に必要な書類の翻訳サービスを行っています。 サービスは有料です。言語や内容によってはお引き受けできない場合もありますので、まずは 直接協会にご相談ください。

#### ④ 刊行物

全ての刊行物は無料でご希望の方に配布しています。機関誌、外国語版情報紙は市内の学習センター、市立図書館でも入手できます。

協会機関誌『Pal』(日本語) http://www.yamato-kokusai.or.jp/pal 年4回発行。協会事業報告、事業予定などを掲載

## 外国語版情報紙

行政サービスの案内など生活に密着した情報を提供(年6回発行)

・英語版『Terra』 http://www.yamato-kokusai.or.jp/terra
 ・スペイン語版『Tierra』 http://www.yamato-kokusai.or.jp/tierra
 ・中国語版『ニイハオ』 http://www.yamato-kokusai.or.jp/nihao
 ・ベトナム語版『チャオバーン』 http://www.yamato-kokusai.or.jp/chaoban

## (2) 各種支援団体の紹介

#### ① 日本語教室

あなたの母国で母国語が大切なように、日本で生活するなら、日本語は必要です。日本語ボランティアサークルは、あなたの日本語学習をお手伝いします。レベルは初級から中級まであります。まずは行ってみたい教室に電話してください。

教室名	教室の場所	曜日	時 間	問い合わせ
つきみ野あいうえお	つきみ野学習センター	金曜	13:30~15:00	やまおか ☎ 046-293-5435
かけはし	保健福祉センター	金曜	10:00~11:30	なかむら ☎ 044-989-5217

やまびこ	保健福祉センター	木曜	19:00~20: 15	ひろた <b>な</b> 046-264-1666
南林間 にほんごひろば	保健福祉センター	水曜	18:00~19:00	nihongohiroba2016 @outlook.com
大和日本語教室	保健福祉センター	日曜	10:20~12:30	さかい <b>☎</b> 046-232-5326
生活に役立つ日本語 の読み書きを学ぶ	生涯学習センター	月曜火曜	19:00~21:00 10:00~12:00	NPO 法人かながわ 難民定住援助協会 ☎ 046-268-2655
「つるま読み書きの 部屋」	年3回(	回(6月、10月、3月)		■ 046-268-2655 国際・市民共生課 ■ 046-260-5164

# ② 学習支援教室

教室名	活動の場所	曜日	時間	問い合わせ	
大和市国際化協会 夏休み子ども教室	市民活動拠点 ベテルギウス北館	直接お問い合わせください		大和市国際化協会 <b>2</b> 046-265-6051	
Iステレーシ゛ャ ハッヒ゜ー	林間小学校開放ほか	土曜	10:30~ 12:30	Ed.ベンチャー事務局 な 046-272-8980	
あけぼの教室	NPO 法人かながわ 難民定住援助協会	直接お問い合わせください			
高座渋谷学習室	いちょうコミュニティハウス	不定期	13:30~ 16:00	NPO 法人かながわ 難民定住援助協会 ☎ 046-268-2655	
大和日本語教室	保健福祉センター	日曜	10:20~ 12:30		
すたんどばいみー	渋谷中学校開放 「下和田の郷」	直接お問い合わせください		Email:fsn.standbyme. 2001@gmail.com	

## ③ 外国人支援団体

教室名	活動の場所	問い合わせ
NPO 法人かながわ		<b>조</b> 046-268-2655
難民定住援助協会	大和市上和田 1773-2-102	http://www.enjokyokai.org
<b>無</b>		Email:nanmin@enjokyokai.org
NPO 法人教育支援		<b>조</b> 046-272-8980
NFO 宏八教育文扱 グループ Ed.ベンチャー	大和市中央林間 3-16-12-107	http://www.edventure.jp/
/ N=/ Ea.~ //-		Email:toiawase@edventure.jp
NPO 法人日本ペルー共		<b>☎</b> 042-799-2023
生協会(AJAPE/アハ	市民活動センター	スペイン語 090-7834-6653
主協云(AJAFE////	中民治動でファー	http://ajape.org
^ )		Email:ajape@jcom.home.ne.jp
NPO 法人外国人支援		http://www.facebook.com/fsn.sta
ネットワーク	   大和市中央林間 3-16-12-107	ndbyme/
すたんどばいみー	八石中十六个间 3-10-12-107	Email:fsn.standbyme.2001@gmail.
りたんとはいみー		com

## ④ 交流団体

教室名	活動の場所	問い合わせ	
		<b>☎</b> 090-9956-4882	
ハ゛ラート゛	保健福祉センター	https://www.facebook.com/ballad	
7 7 1	生涯学習センター	e.yamato	
		Email: saina_tb704@yahoo.co.jp	
やまと国際フレンドクラブ		☎ 080-5451-0432	
(IFC)	詳細はホームページをご覧ください	http://ifc-yamato.com	
(11 C)		Email:info@ifc-yamato.com	

【問合せ:(公財) 大和市国際化協会 ☎ 046-265-605Ⅰ】

【所在地:大和市深見西 | -3-|7】

## (3) 医療通訳派遣

神奈川県では、県医師会、県病院協会、県歯科医師会及び県薬剤師会の協力のもと、特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)と協働して、県内の協定医療機関からの派遣依頼を受けて、コーディネーターが調整の上、医療通訳ボランティアを派遣するシステムを運営しています。

## ① 実施言語

中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、英語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語、ロシア語、フランス語及びネパール語 (**| 3 言語**)

# ② 受診方法・費用

費用の一部を患者さんにご負担いただく病院もあり、受診方法は各病院で異なりますので、詳 しくは各病院の医療相談窓口に直接おたずねください。

# ③ 問い合わせ先

	協定医療機関名	住所	問合せ先
I	社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	045-576-3000
2	社会福祉法人恩賜財団 済生会神奈川県病院	横浜市神奈川区富家町 6-6	045-432-1111
3	済生会東神奈川リハビリテーション病院	横浜市神奈川区西神奈川 1-13-10	045-324-3600
4	神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所	横浜市神奈川区金港町 7-6	045-453-3673
5	横浜市東部地域療育センター	横浜市神奈川区東神奈川 1-29	045-441-7711
6	独立行政法人 地域医療機能推進機構 JCHO 横浜中央病院	横浜市中区山下町 268	045-641-1921
7	日本赤十字社 横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	045-628-6100
8	医療法人回生会 ふれあい横浜ホスピタル	横浜市中区万代町 2-3-3	045-681-5101
9	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	045-261-5656
10	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	横浜市南区六ッ川 2-138-4	045-711-2351
11	横浜市中部地域療育センター	横浜市南区清水ヶ丘 49	045-253-0358
12	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療tンター	横浜市港南区芹が谷 2-5-1	045-822-0241
13	社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	045-832-1111
14	横浜港南地域療育センター	横浜市港南区野庭 631	045-882-1210
15	横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町  -	045-316-4580
16	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町     97-	045-366-1111
17	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター	横浜市旭区中尾 2-3-2	045-520-2222
18	医療法人社団 康心会 康心会 汐見台病院	横浜市磯子区汐見台 1-6-5	045-761-3581

19	横浜市立脳卒中・神経脊椎tンター	横浜市磯子区滝頭 1-2-1	045-753-2500
20	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	045-787-2800
21	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6-16-1	045-701-9581
22	独立行政法人 労働者健康安全機構 横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	045-474-8111
23	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター	横浜市港北区鳥山町 1770	045-473-0666
24	昭和医科大学藤が丘・リハビリテーション病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	045-971-1151
25	IMS グループ医療法人社団 明芳会 江田記念病院	横浜市青葉区あざみ野南  -	045-912-0111
26	   昭和医科大学横浜市北部病院 	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	045-949-7000
27	独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621
28	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院	横浜市栄区桂町 132	045-891-2171
29	国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡  -28-	045-813-0221
30	医療法人愛仁会 太田総合病院	川崎市川崎区日進町 1-50	044-244-0131
31	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通   2-	044-233-5521
32	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	川崎市川崎区桜本 2-1-5	044-299-4781
33	医療法人誠医会 宮川病院	川崎市川崎区大師駅前 2-13-13	044-222-3255
34	医療法人社団 こうかん会日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通 1-2-1	044-333-5591
35	川崎市南部地域療育センター	川崎市川崎区中島 3-3-1	044-211-3181
36	医療法人石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27	044-544-4611
37	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	044-766-2188

38	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町 1-383	044-733-5181
39	独立行政法人 労働者健康安全機構 関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町  -	044-411-3131
40	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	044-977-8111
41	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	044-933-8111
42	総合相模構成病院	相模原市中央区小山 3429	042-752-1808
43	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	042-761-6020
44	北里大学病院	相模原市南区北里  - 5-	042-778-8111
45	社会福祉法人 日本医療伝道会 衣笠病院	横須賀市小矢部 2-23-1	046-852-1182
46	横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町 1-8	0570-032630
47	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136
48	横須賀市療育相談センター	横須賀市小川町 16	046-822-6741
49	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	046-822-2710
50	平塚市民病院	平塚市南原  - 9-	0463-32-0015
51	社会福祉法人恩賜財団 済生会湘南平塚病院	平塚市宮松町 18-1	0463-71-6161
52	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本   370-	0467-46-1717
53	医療法人 徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台 1-5-1	0466-35-1177
54	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉 2345	0466-44-1451
55	神奈川県立総合療育相談センター	藤沢市亀井野 3119	0466-84-5700
56	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111
57	小田原市立病院	小田原市久野 46	0465-34-3175

58	   公益財団法人積善会   曽我病院	小田原市曽我岸 148	0465-42-1630
59	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	0467-52-1111
60	秦野赤十字病院	秦野市立野台  -	0463-81-3721
61	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	046-221-1570
62	神奈川県総合リハビリテーションセンター 神奈川リハビリテーション病院	厚木市七沢 516	046-249-2503
63	社会医療法人社団 三思会 東名厚木病院	厚木市船子 232	046-229-1771
64	社会医療法人社団 三思会 とうめい厚木クリニック	厚木市船子 237	046-229-3377
65	湘南厚木病院	厚木市温水     8-	046-223-3636
66	医療法人 徳洲会 大和徳洲会病院	大和市中央 4-4-12	046-264-1111
67	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	0463-93-1121
68	伊勢原協同病院	伊勢原市田中 345	0463-94-2111
69	海老名総合病院	海老名市河原口 1320	046-233-1311
70	座間総合病院	座間市相武台  -50-	046-251-1311
71	湘南大磯病院	中郡大磯町月京 21-1	0463-72-3211
72	神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	0465-83-0351

## ○ 事業に関する問い合わせ

【問合せ:神奈川県国際文化観光局国際課 ☎ 045-285-0543】

【問合せ:MICかながわ事務局 ☎ 045-3|4-3368】